

「月刊フェスク」537号 令和8年6月25日発行（毎月1回25日発行）

ISSN 1343-5116

消防・防災の今を知る Fire Equipment & Safety Center of Japan

月刊 フェスク

7
2026

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

データで見る日本の火災の現在地(1)

消防庁のうごき

消防庁技術戦略室の取組について

表紙に寄せて

描写地…群馬県安中市
絵文…宮代隆夫（大調和会・会員）

碓氷第三橋梁

に指定された。

表紙の絵は、令和五年の大調和会に出品した二点の中の一点でF五〇号である。レンガ造りの堂々とした橋で誠に力強いが、現場へ行くのはなかなか大変である。

碓氷峠は、古来難所として有名であった。江戸時代には碓氷峠が中山道の本道として整備され、軽井沢宿と坂本宿が置かれた。明治一八年高崎・横川間が、明治二一年に軽井沢・直江津間の鉄道が開通すると、残った横川・軽井沢間の開通が強く望まれた。この区間は急こう配のため、齒車を組み合わせて登るアプト式を採用し、橋もレンガ製のアーチを用いることとした。一一・二キロの間に一八の橋と二六のトンネルを作るといふ難工事の末、明治二六年横川・軽井沢間が開通した。平成九年北陸新幹線の開業により横川・軽井沢間は廃止となった。

碓氷第三橋梁は、群馬県安中市にある鉄道橋で、その形から「めがね橋」の愛称もある。碓氷川に架かるレンガ造りの四連アーチ橋で、当時造られた代表的な建築物である。全長六一メートル、川底からの高さ三メートル、使用されたレンガは約二〇〇万个に及ぶ。現存するレンガ造りの橋のなかでは、国内最大規模であることから、平成五年に重要文化財

旧信越本線は、廃線ウォークの中でも最も魅力的である。横川駅からこの橋まで、旧線路跡が遊歩道「アプトの道」となり、手すりや階段が整備されている。点在するトンネルの中はひんやりと涼しく、その先に覗く緑が一段とまぶしい。幾多のトンネルを抜けて第三橋梁の上に立つと、碓氷峠の山々が一望できる。

ここで使われたレンガは、渋沢栄一らによって設立された日本煉瓦製造によるものである。明治二〇年に操業を始め、使われたレンガは東京駅、法務省旧本館などの歴史的建造物として残っている。

丸山変電所は明治四四年に建設された施設で、信越本線の廃止後に、遊歩道の整備に合わせて復元工事が行われ、平成一四年に完成した。廃線前から、秋に咲くコスモスが絵になると有名である。

碓氷峠といって忘れてはならないのは「峠の釜めし」である。横川駅前の「おぎのや本店」は、明治一八年の創業以来駅弁屋として営業し、「峠の釜めし」は昭和三十三年に発売以来、横川駅の名物駅弁として親しまれ、現在でも駅弁大会の常連である。横川駅の近くには「碓氷峠鉄道文化むら」があり、アプト式電気機関車などが保存されている。

丸山変電所



アプトの道



碓氷第三橋梁



～資格の適切な維持・管理に～

点検資格者**ONLINE**再講習

第1種消防設備点検資格者、第2種消防設備点検資格者
防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者



〈R8年度講習実施スケジュール〉

第1回目

【申込期間】

令和8年7月1日(火) ～ 令和8年7月28日(火)

【受講期間】

令和8年7月7日(火) ～ 令和8年8月11日(火)

第2回目

【申込期間】

令和8年9月1日(火) ～ 令和8年9月29日(火)

【受講期間】

令和8年9月8日(火) ～ 令和8年10月13日(火)

第3回目

【申込期間】

令和8年11月3日(火) ～ 令和8年12月1日(火)

【受講期間】

令和8年11月10日(火) ～ 令和8年12月15日(火)

第4回目

【申込期間】

令和9年1月12日(火) ～ 令和9年3月2日(火)

【受講期間】

令和9年1月19日(火) ～ 令和9年3月23日(火)

第21版 好評販売中

消防用設備等 点検実務必携



消防用設備等の点検基準、点検要領、
点検票記載例を掲載した実務者のための
総合マニュアルです。

日々の点検業務を適正かつスムーズに遂行するために、消防設備士や消防設備点検資格者の実務を強力にサポートします。
最新の消防法令や技術基準の改正に対応しています。

■A5判 1,392頁 2色刷

■頒布価格 5,140円(税込)

安全センターオンラインショップからお申込みください。

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

2訂版 見てわかる！ **ささつの本**

自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価3,080円（本体2,800円＋税10%）

☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。

☆消防法施行令第8条の全部改正に対応し、新令8区画を図表で詳しく解説！



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和8年版

火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%） 内容現在 令和8年2月1日

☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！

☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版 消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！

☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。

☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

特別寄稿

2 データで見る日本の火災の現在地(1)

..... 危険物保安技術協会技術顧問(前東京理科大学火災科学研究所教授) 博士(工学) 小林恭一

消防庁のうごき

12 消防庁技術戦略室の取組について

..... 消防庁 技術戦略室

18 ASEAN3カ国で国際消防防災フォーラム開催 ——消防防災分野の知見共有と連携強化——

..... 消防庁 国民保護・防災部 国際協力官 脇本 篤

安全センターのうごき

24 **最新版** 消防設備士受験のための各種テキスト

..... 一般財団法人日本消防設備安全センター 業務部

26 消防用設備等に関するリーフレット発行のご案内

..... 一般財団法人日本消防設備安全センター 違反是正支援センター

視点

28 G20防災閣僚会合に見るグローバルサウスの防災事情

..... JICA国際協力専門員／東北大学災害科学国際研究所特任教授 西川 智

消防行政情報 [第9回] 予防業務優良事例表彰

34 SNSを活用した「気づき」を与える広報活動! ——バスらせて多くの方へ届けたい——

..... 名古屋市消防局 守山消防署予防課 課長補佐(規制) 片桐直美

違反是正

38 消防法第5条の3第1項命令の運用と事例及び 今後の課題(前編)

..... 東京消防庁 査察エキスパート(日本橋消防署 査察係長) 加藤元宏

事例研究

44 ラジコン草刈機から出火し製品の改善に至った事例

..... 備北地区消防組合庄原消防署

27 つれづれ散歩路 “実体験で知った心肺蘇生の大切さ”

..... NPO 法人日本防火技術者協会 理事長 関澤 愛

50 Coffee Break “生成 AI と戯れる”

..... 日本消防設備安全センター 常務理事 青木 浩

51 全国の消防から 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎での業務開始

..... 埼玉県 川越地区消防局 ほか

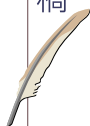
52 トピックス 令和8年春 消防関係叙勲・褒章

57 安全戦隊FESCLレンジャー 〈第16話〉感震ブレーカー「チーム・カンシン」登場!

表紙に寄せて “確氷第三橋梁” 宮代隆夫

データで見る 日本の火災の現在地①

特
別
寄
稿



一時減っていた火災件数や火災による死者数が最近増加傾向に転じており、昨年急増した大規模林野火災は今年も続き、久しくなかった地震起因以外の市街地大規模火災も、近年発生するようになっていく。本稿では、日本の火災の現状と過去や諸外国と比較した現在位置を、データを基に考えてみたい。

アジア・オセアニアの諸都市との比較

図1と図2は、消防白書から作成したアジア・オセアニアの諸都市等(以下本稿では「アジア諸都市」という。)の人口当たり火災件数と火災による死者数である。アジア諸都市の火災データはアジア消防長協会(IFCAA)から得たとされている。令和7年(2025)版消防白書からこの種のデータが掲載されなくなったので、このデータは、少し古いが掲載都市数が多かった令和2年(2020)版消防白書のデータから作成した。

図1と図2から、人口当たりで見ると、日本は他のアジア諸都市に比べて、火災件数は極めて少ないが、火災による死者数は最も多く、したがって火災100件当たり死者数(図3)(火災になった場合の死者発生率と言ってもよい)は異常なほど多い、ということが見えてくる。

火災の定義やデータ収集方法が国によって異なるため、単純に諸外国と比較するわけにはいかないが、ここに掲載した諸都市はいずれも大都市で、データの信頼性はかなり高く、一定の傾向は窺えると考えられる。なぜ、こういう結果になるのか、日本のデータについて、過去に遡って見てみることにする。

日本の火災件数はなぜ少ないのか

日本の(人口当たり)火災件数は、欧米諸国に比べて一桁少ない。たとえば、令和6年(2024)7月～令和7年(2025)6月のイングランドの火災発生件数は165,697件で、人口(6,950万人)1万人当たり火災件数は23.8件である。この数値は、ヨーロッパ起源のウェリントンや西オーストラリア州に近い。



小林恭一
危険物保安技術協会技術顧問
(前東京理科大学火災科学研究所
教授)博士(工学)

1948年生まれ。東京大学工学部建築学科卒業。博士(工学)。1980年から2006年まで現総務省消防庁に勤務。予防課長として消防法の性能規定化などを手がける。著書に「もう少し知りたい 防火法令の基礎知識」など

日本は他のアジア諸都市に比べて、人口当たりの火災件数は極めて少ないが、火災による死者数は最も多い。

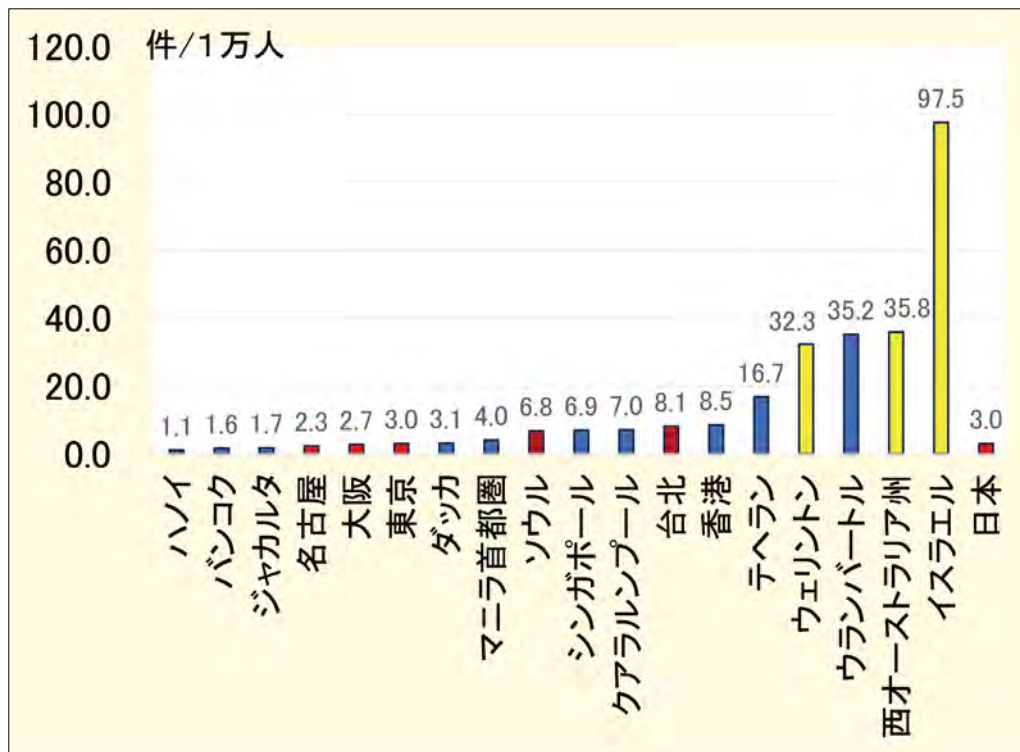


図1 アジア諸都市の人口1万人当たり火災件数(2018) (令和2年(2020)版消防白書より作成)

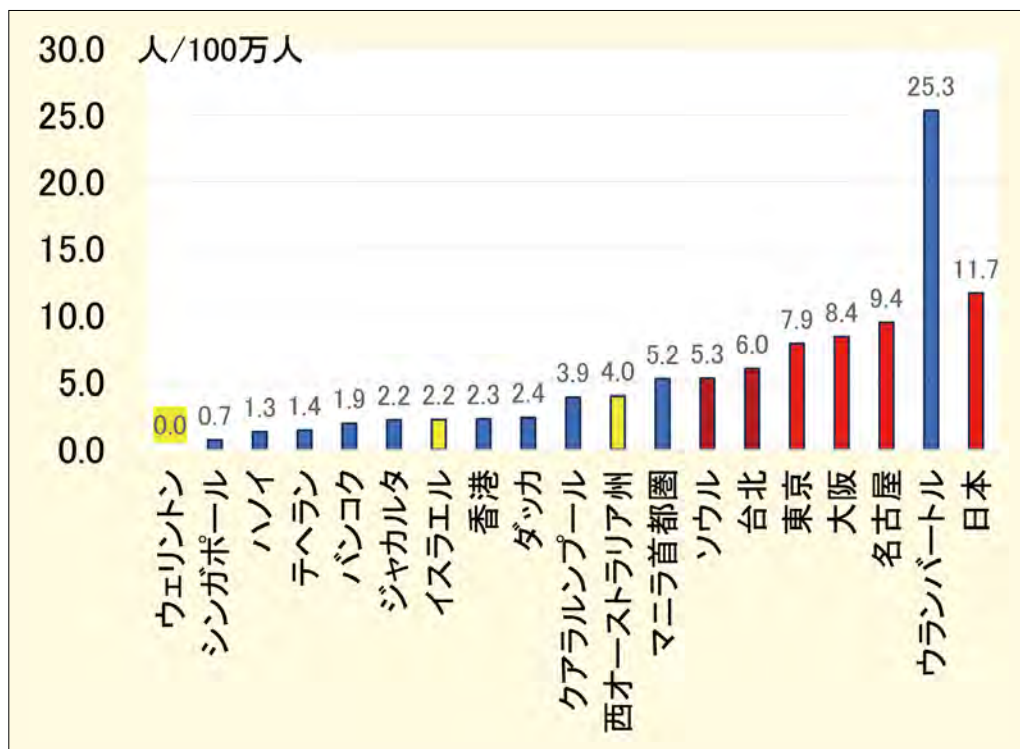


図2 アジア諸都市の人口100万人当たり火災による死者数(2018) (令和2年(2020)版消防白書より作成)

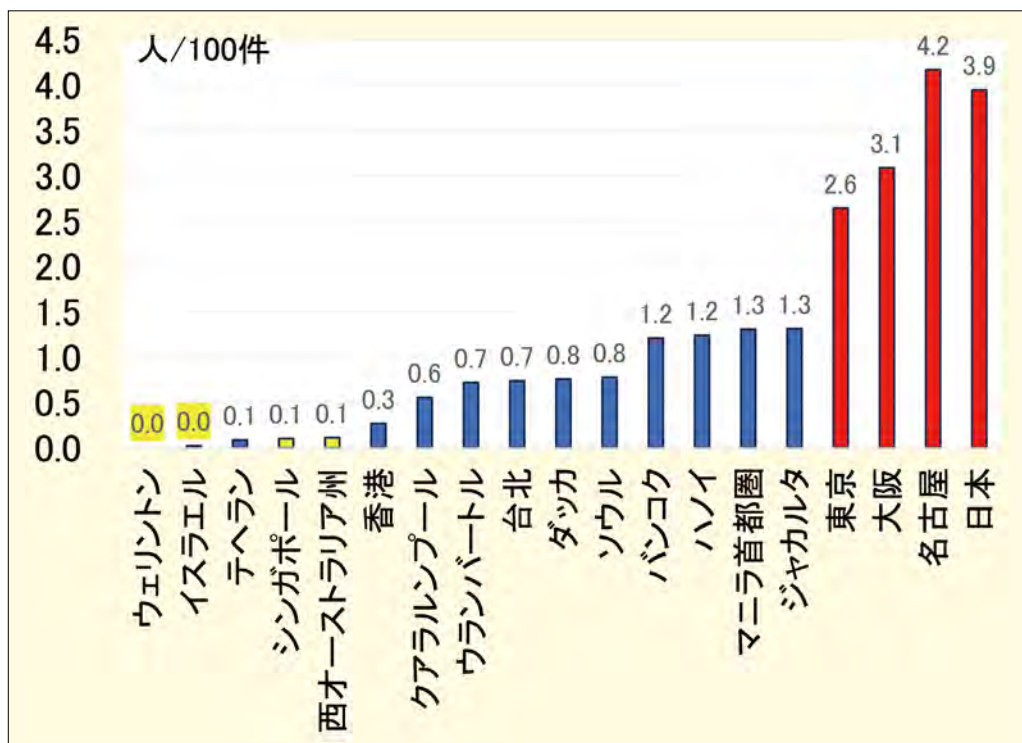


図3 アジア諸都市の火災100件当たり死者数(2018) (令和2年(2020)版消防白書より作成)

欧米諸国の人口当たり火災件数が日本より一桁多いことは昭和の時代から知られており、あまりにも違い過ぎるので、日本は「恥の文化」があるため、火災が大きくなると消防に通報しないのに、欧米諸国は火災保険をもらおうと小さな異常でも火災通報するためではないか、などという説がまことしやかに流布していた。私も、欧米諸国のデータしか見ていなかったのも、そんなものかもしれないな、と考えていた。

だが、図1のようにアジア諸都市と比較して、気候や文化的風土の違いなどを加味したり、台北やソウルなどと比べたりして眺めてみると、本当に日本は人口当たりの火災件数が少ないのではないか、と思えてくる。

日本の人口当たり火災件数が極めて少ない理由として、私は次のような仮説を考えている。

日本は古来、木材を用いて建物や街を造ってきたが、しばしば市街地大火に見舞われて、

街全体を焼失したり貴重な人命・財産を失ったりする歴史を繰り返してきた。当時の貧弱な消防力では、木造密集市街地で一度火災が発生して初期消火に失敗すると、市街地大火に発展してしまう。日本では、良質な木材が豊富に確保でき、地震が多く気候も石造や煉瓦造に向いていなかったこともあって、諸外国のように都市の不燃化には向かわず、「火災を出さないこと」が最大の火災対策となった。

日本中の都市が空襲で焼き尽くされた敗戦を経て、日本は新しい日本を作り始めたのだが、昭和20年代前半(1945~50)には、焼損床面積3万3,000㎡以上の市街地大火が合計16件も発生していた。当時、敗戦で経済が破綻状態だった日本では、市街地の不燃化は困難で、消防力の強化も進まなかった。このため、昭和23年(1948)に制定された消防法では、消防長等に火災原因・損害調査義務(第31条)を課すとともに、消防組織法で市町村長に消防統計報告義務(第22条 当時)を課し、その報

告を消防研究所が分析して、消防法第9条に基づき市町村条例で出火防止対策を義務づける仕組みが構築された。当時、市街地大火の防止すなわち出火防止は極めて重要な国策であり、消防関係以外にも、電気火災や火気使用設備の火災などの防止対策が、様々な法令や基準に組み込まれるのがいわば常識ようになっていた。家庭で使うエネルギーが、薪や炭から制御しやすい石油・ガス・電気に変化していったことも大きかった。

ところが、戦後復興から高度成長期にかけて、人口とエネルギー消費が急増したため、様々な出火防止対策が講じられたにもかかわらず火災件数も急増した。社会全体に仕込まれていた出火防止の仕組みの効果がようやく顕在化するには、昭和48年(1973)の第一次オイルショックによって、それまでの右肩上がり状況が一変するまで待たなければならなかった。

そのような出火防止推進の仕組みが戦後

80年を経た今日でも生きているのではない。市街地の不燃化によって市街地大火を防ぐ戦略をとった諸外国は、そのような出火防止対策の仕組みが日本ほど強くないのではない。それが、諸外国に比べて日本の人口当たり火災件数が極めて少ない理由なのではないか。というのが私の仮説である。

以下、そのような視点から、火災データを眺めることとする。

火災件数

図4は、昭和30年(1955)から令和6年(2024)までの火災件数の推移を見たものである。昭和30年(1955)から昭和48年(1973)までは、火災件数はほぼ一貫して増加しており、18年間に144%も増加している。上述のように、この時期は高度経済成長期で、人口もエネルギー消費量も急増し、それに比例するかのように火災件数も急増していた。昭和48年(1973)に第一次オイルショックが起けると、それを境



図4 火災件数の推移(1955～2024) (消防白書より作成)

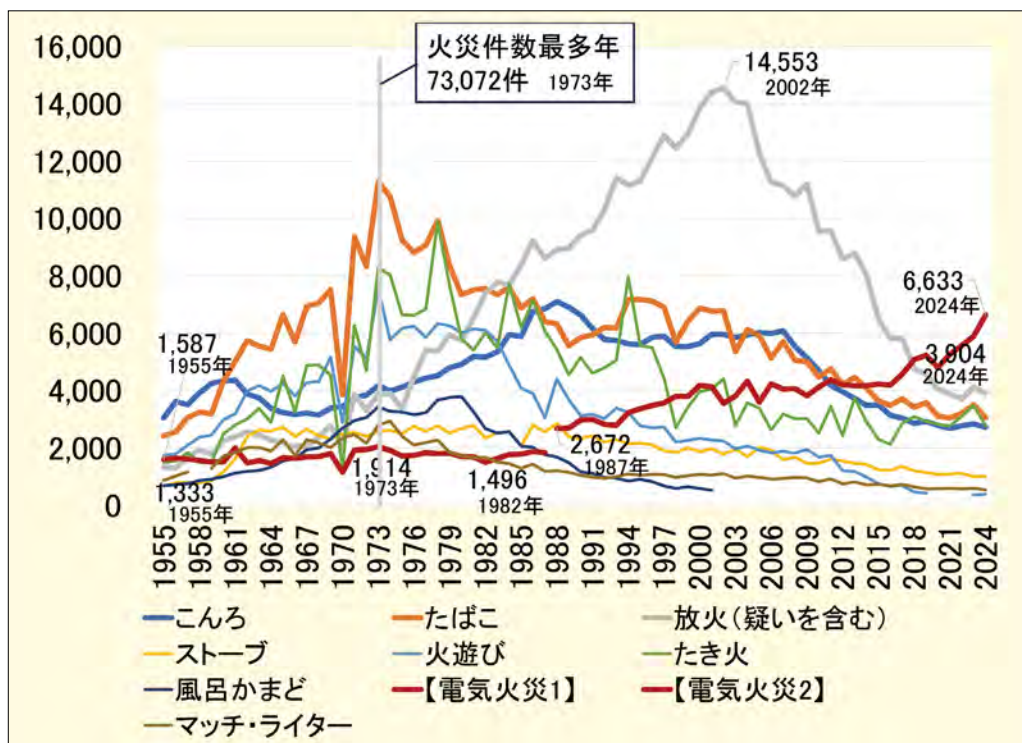


図5 火災原因の推移(1955～2024) (消防白書より作成)

に横ばい又は緩やかな減少に転じた。この年は、様々な経済的・社会的指標の転換点になった一種の特異点ともいえる年で、火災件数もその一つである。

火災件数は、昭和48年(1973)～平成14年(2002)には、増減を繰り返しながら全体としては緩やかな減少傾向を示していたが、それ以降は22年間に42%も急減した。

火災原因別の火災件数

火災件数がそのような推移をたどった理由は、火災原因別の火災件数の推移(図5)を見ると推測できる。この図から、放火(放火の疑いを含む)火災、電気器具・配線類の火災(電気火災1及び2 後述)及びコンロ火災以外は、昭和48年(1973)頃を境におおむね減少傾向を示していることがわかる。図5で目を引くのは、放火火災の極端な増減である。火災件数の昭和48年(1973)以降の動き(図4)が、この放火火災の特異な動きに

起因していることは明らかである。平成14年(2002)以降の放火火災急減の理由が監視カメラの普及であることについては、拙稿「[防火法令の基礎知識第82回\(放火火災\(1\)放火火災の実態\)](#)」で詳しく触れたので、参照していただきたい。

最近における火災件数の減少傾向の理由は諸説あろうが、私は以下のようなことではないかと推測している。

- ①住宅用火災警報器(平成18年(2006)設置義務化)の普及に伴い、消防に通報するような火災になる以前の段階で措置される事例が増加
 - ②監視カメラの普及に伴う放火火災の急減
 - ③燃焼器具・電気器具等の出火防止対策の普及
- 近年では、天ぷら油火災の増加に対応して平成20年(2008)に家庭用ガスコンロにSIセンサーが事実上義務化されたため、天ぷら油火災や高齢者のコンロの消し忘れ火災

が急減したことなどが大きいですが、それ以前から、各種電気器具の安全対策、風呂の空だき防止装置や石油ストーブの転倒自動消火装置などが継続的に大きな効果を上げている。

- ④喫煙人口の減少に伴うたばこ火災の減少
- ⑤喫煙人口の減少及び自動点火装置付き火気使用設備の普及に伴いマッチ・ライターを持ち歩く人が減少したことによる以下の火災の減少
 - ・放火
 - ・マッチ・ライターの取り扱い不備による火災
 - ・火遊び
 - ・たき火の不始末

昭和48年(1973)以降、多くの火災原因で火災は減少傾向にあったが、放火火災が急増していたため全体としての火災の減少傾向が見えづらかった。ところが、平成14年(2002)

以降、放火火災が急減して火災の減少傾向が可視化された、というのが近年の火災件数の動きである。

電気火災

図5では、近年、【電気火災2】だけが増加している。消防白書には「電気火災」という分類がなく、電気に起因する火災が要因ごとに集計されており、しかもその要因が70年の間に変化しているため、「電気火災」として傾向をつかむのが難しい。ここでは、昭和30年(1955)から昭和62年(1987)までは「電灯・電話配線」「配線器具」「電気装置」に起因する火災の合計件数を【電気火災1】、昭和63年(1988)からはこれに「電気機器」に起因する火災が加わるのでそれを【電気火災2】として、火災件数の変化を見た。

図6は、【電気火災1】と【電気火災2】及びその内訳の推移であり、図7は、販売電力量

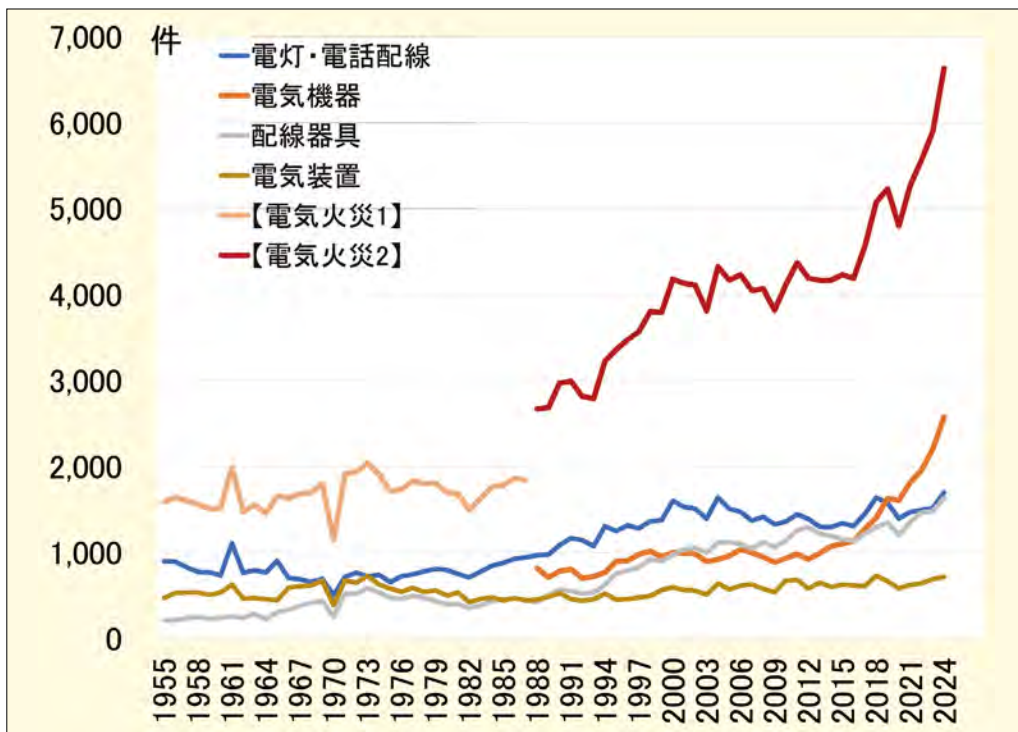


図6 【電気火災1】及び【電気火災2】の件数の内訳(1955～2024) (消防白書より作成)

注) 【電気火災1】: 電灯・電話配線、配線器具、電気装置からの火災の合計件数(1955～1987)

【電気火災2】: 電気火災1の火災に電気機器からの火災を加えた件数(1988～2024)

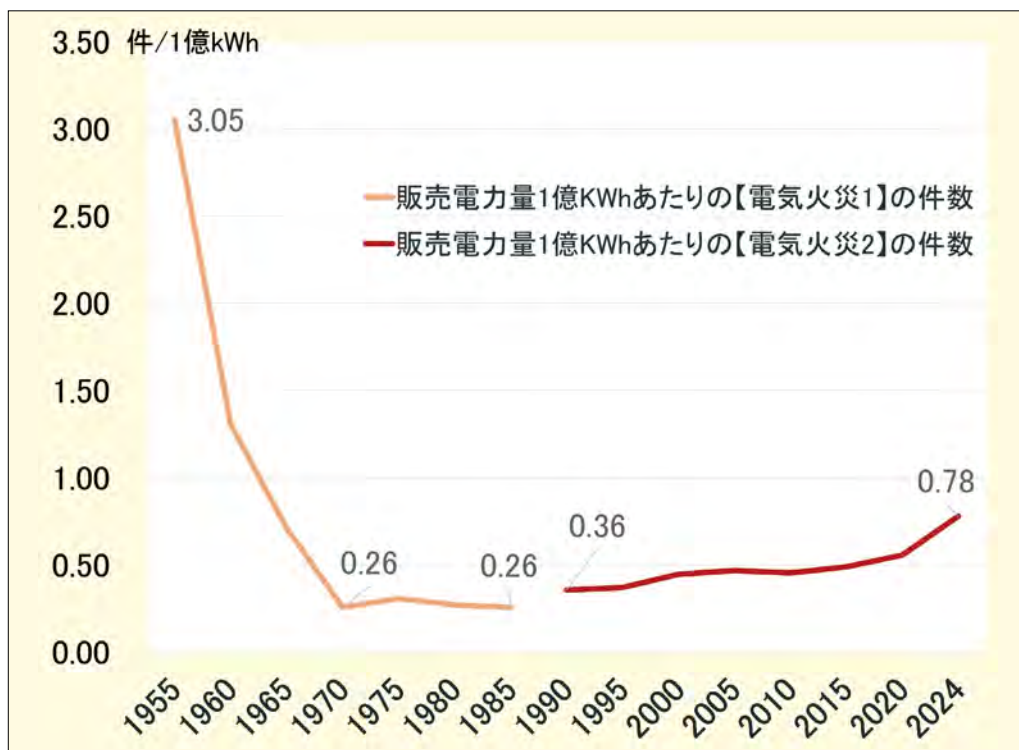


図7 5年ごとに見た販売電力量1億kWhあたりの【電気火災1】及び【電気火災2】の件数(1955-2024) (消防白書及び電気事業便覧より作成)

注) 【電気火災1】: 電灯・電話配線、配線器具、電気装置からの火災の合計件数(1955-1987)

【電気火災2】: 【電気火災1】の火災に電気機器からの火災を加えた件数(1988-2024)

1億kWh当たりの【電気火災1】及び【電気火災2】の件数である。図6と図7から、以下のことが言えるだろう。

- ①昭和30年(1955)から昭和62年(1987)までの32年間に、日本の総電力量が急増したにもかかわらず、【電気火災1】はほとんど横ばいで推移しており、その結果販売電力量1億kWh当たりの火災件数は、12分の1近くに減少した。
- ②この減少は、昭和30年(1955)頃から昭和45年(1970)頃までの間に起こっており、「電気工事士法(昭和35年(1960)制定)」「電気用品取締法(現電気用品安全法 昭和36年(1961)制定)」「電気事業法(昭和39年(1964)制定)」など、電気関係の規制の効果が大きいものと考えられる。
- ③昭和63年(1988)以降、統計上【電気火災1】に「電気機器」からの火災が加わったが、こ

の【電気火災2】の件数は【電気火災1】から一転して急増するようになり、販売電力量1億kWh当たりの火災件数も平成2年(1990)から令和6年(2024)までの34年間に2倍以上に増加している。

- ④その理由として、省エネルギーにより個々の電気機器の消費電力量が少なくなる一方で機器数が急増したこと、配線・配線機具類が増加するとともに老朽化した古いストックが増加したことなどが考えられる。平成29年(2017)以降、電気機器の火災が急増して【電気火災2】の件数を急増させているが、これはリチウムイオン蓄電池に起因する火災が急増していることが大きい。

火災の種別に見ると

図8は、令和6年(2024)の火災種別ごとの火災件数である。建物火災が最も多く、次の

で車両火災、林野火災の順になっている。以下、この種別ごとに火災件数の推移を見ていく。

建物火災

建物火災については、住宅(共同住宅や併用住宅も含む)火災が半分近くを占めているので、図9で、住宅火災とそれ以外に分けて推移を見た。

住宅火災件数は、昭和48年(1973)の20,232件がピークだが、それ以降は平成17年(2005)の18,751件まで22年間で7%程度の減少にとどまっていた。ところが、平成18年(2006)以降は急速な減少に転じ、令和2年(2020)には10,564件と、15年間で44%も急減した。その後は、やや増加に転じているようにも見える。平成18年(2006)以降の住宅火災件数の急減に、上述の住宅用火災警報器や家庭用ガスコンロへのSIセンサーの義務づけが大きく影響していることは言うまでもないだろう。

一方、「住宅以外の建物」は、昭和48年(1973)

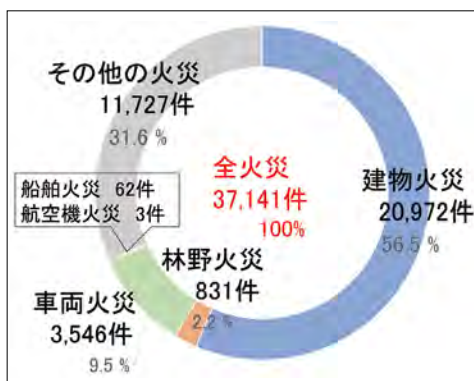


図8 令和6年(2024)の火災(消防白書より作成)

の22,319件をピークとして、その後一貫して減少を続け、令和3年(2021)には8,613件と57%も減少している。

「住宅以外の建物」は、事業所や付属建築物が中心なので、昭和40年代後半(1970～1974)に行われた建築基準法令(内装制限)や消防法令(自動火災報知設備など)の規制強化が関係している可能性がある。

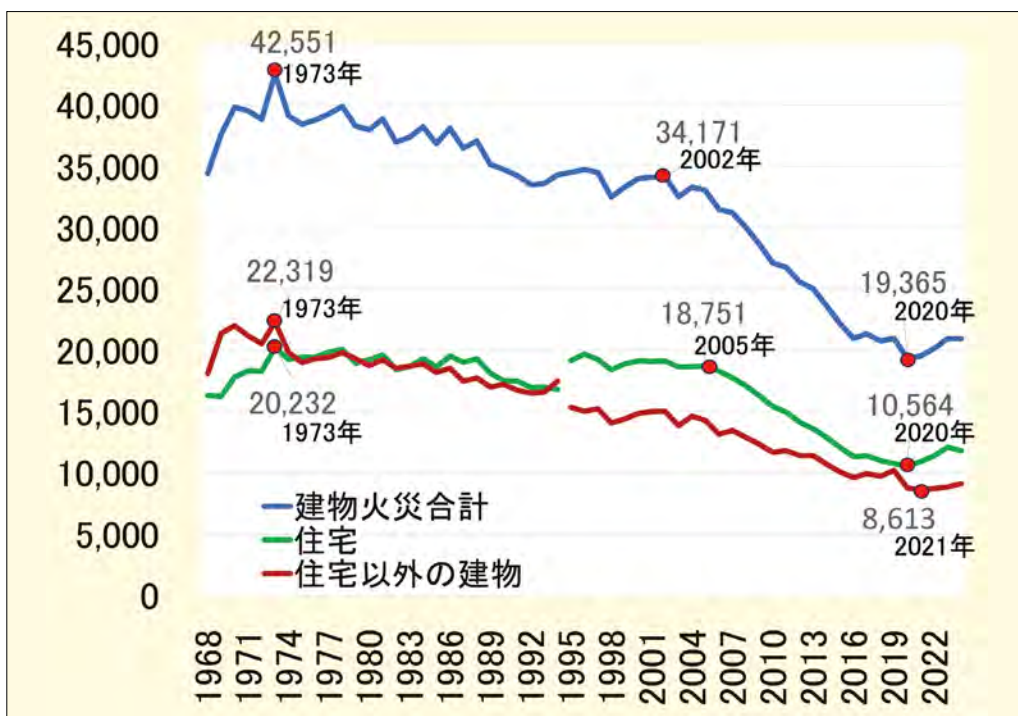


図9 建物火災件数及びその内訳の推移(1968～2024)(火災年報より作成)

注) 1995年に火災年報における本統計の「住宅」の範囲が変わったため、その年は「住宅以外の建物」を含めて不連続になっている。

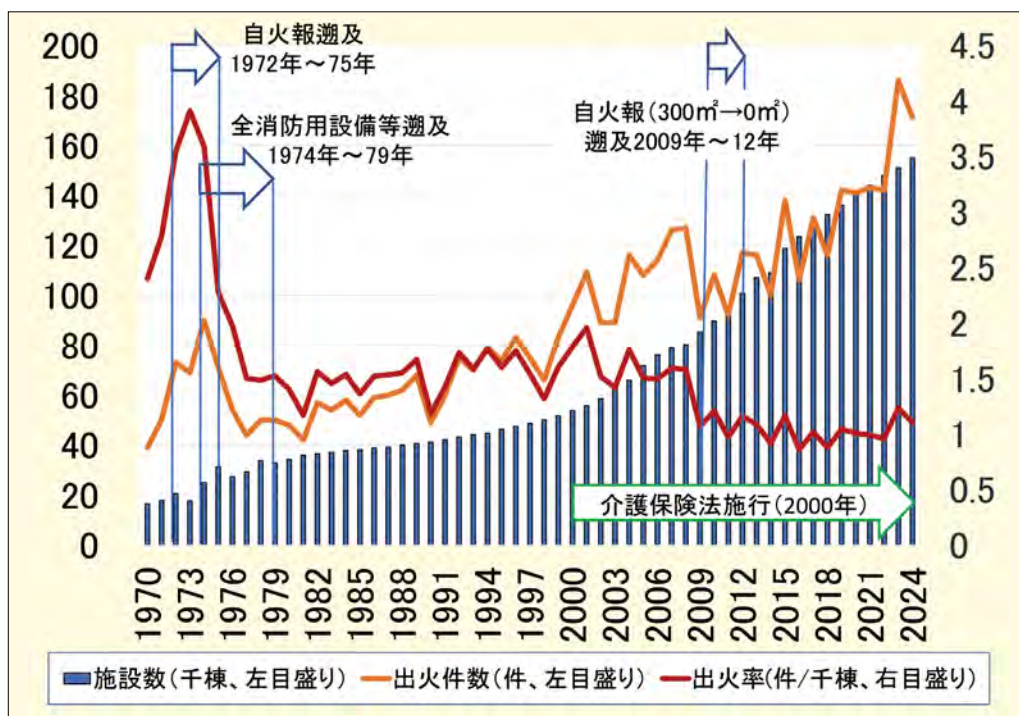


図10 福祉施設等(消防法施行令別表第一(6)項ロ・ハ)の施設数・火災件数・出火率の推移(1970～2024)(消防白書より作成)
注)施設数は延面積150㎡以上のもの

図10は、福祉施設等(延面積150㎡以上のもの)の施設数、火災件数及びそれらから計算した擬似的な「出火率」の推移を示したものである。福祉施設等の自動火災報知設備の設置基準が延面積300㎡以上から面積要件なし(0㎡)に拡大されると、施行の年(平成21年(2009))に「出火率」は33%も減少し、以後もそのレベルを保っていることがわかる。特定防火対象物に対する自動火災報知設備(昭和47年(1972))及び全消防用設備等(昭和49年(1974))の遡及適用の際には、関係要因が多くて断言はできないが、同じようなことが起こっているようにも見える。住宅用火災警報器のところでも述べたが、自動火災報知設備が設置されると、それまで火災として取り扱われていたような事象が起こっても、消防に通報する事態になる前に措置されることが多くなるので、火災件数が減少するのだと考えられる。

また、規制と関係なく、住宅も含めて、内

装に石膏ボードが多用されるようになったり、非木造建築物が増加したりした影響もあるかもしれない。これらの要因が、図5で示した火災原因ごとの火災件数の減少要因と総合されて、「住宅以外の建物」の出火件数の長期継続的減少につながっているものと考えられる。

工場・作業場とその他の事業所の火災件数

図11は、平成12年(2000)から令和6年(2024)までの火災件数の推移を、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物について、「工場・作業場」とそれ以外の防火対象物(「一般事業所」)の別に見たものである。

一般事業所の火災件数は、図9の「住宅以外の建築物」と同様、ほぼ一貫して減少し、24年間に44%も減っている。一方、工場・作業場の火災件数は、平成12年(2000)から平成27年(2015)までの15年間に31%減少しており一般事業所の火災(32%減)と同様だが、それ以

降の9年間は、コロナ禍の影響はあるものの、増加傾向に転じて17%増えている。

この間に、一般事業所の数は増えているのに工場・作業場の数は減っているの、出火率の形で見ると、その差はもっと大きくなる。

平成27年(2015)から工場・作業場の出火件数が突然増加に転じている原因として、世代交代等により現場労働力の質的な変化が進んでいるのではないか、という仮説が成り立つかもしれない。職場内で自発的に自分の仕事の改善や効率化を図ったり、自分の持ち場以外にもそれとなく目を配り、普段と違うことに気づいたら対応したりする行動は、日本の労働者の優れた資質だとされていた。このような行動は出火防止にも大きな効果があるはずだが、そういう人たちが減ってくれば、火災は増えそう。また、身の回りからマッチやライターなどの裸火が無くなって、火の危険性を実感できない世代が増えてきている可能性もある。

そういう事態は一般事業所でも同様だと思うが、前述のように、日本社会の中に出火防止に有効な環境が出来上がっているために、今のところ火災は減り続けているのではない、一部の工場・作業場のように出火原因が多い環境だと火災の増加につながるのではない、という仮説が成り立ちそうである。現に、工場・作業場の中でも火災危険の高い危険物施設の火災件数は、パブル崩壊後急増した後しばらく横ばいだったのだが、工場・作業場火災より少し早く、平成21年(2009)の162件を境に増加に転じ、令和6年(2024)には267件まで65%も増えている(令和7年版消防白書)。

このような仮説が正しければ、早晩一般事業所や住宅でも、火災件数が増加に転じる可能性もあるかもしれない。コロナ禍の影響もあるのでまだハッキリしないが、図9や図11ではその傾向が現れているようにも見える。

(以下、12月号)

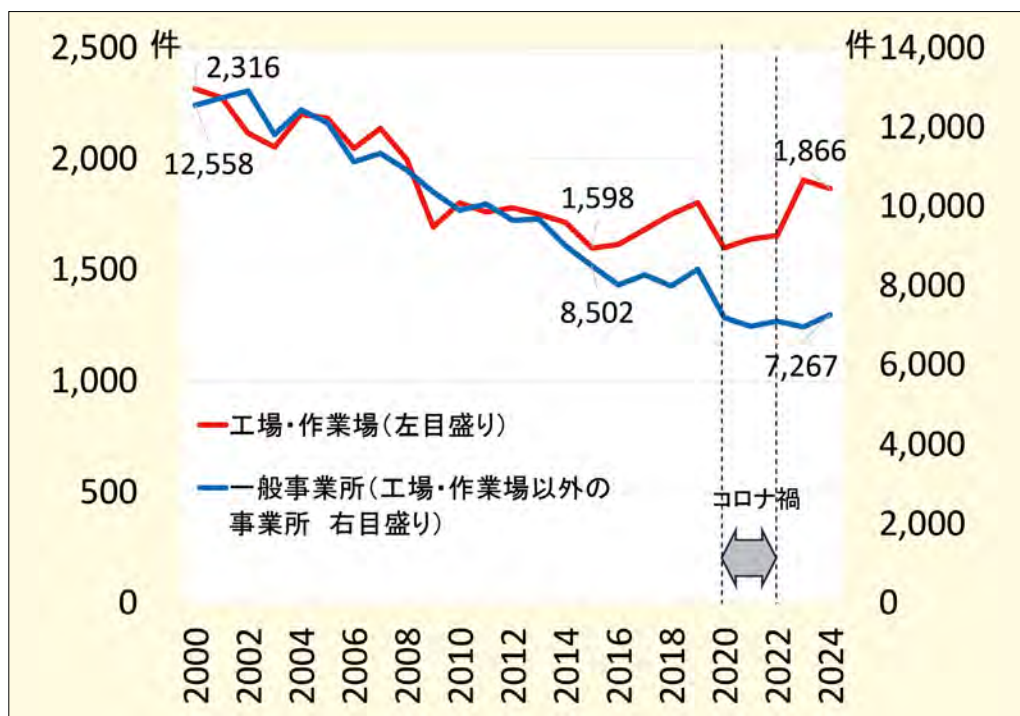


図11 工場・作業場と一般事業所の火災件数(2000~2024) (消防白書より作成)
注)「一般事業所」は、防火対象物から住宅、工場・作業場を除いたもの

このような仮説が正しければ、早晩一般事業所や住宅でも、火災件数が増加に転じる可能性もあるかもしれない。



消防庁技術戦略室の取組について

消防庁 技術戦略室

●はじめに

南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震を想定した災害対応力の強化、風水害等をはじめとする災害の激甚化・頻発化、社会経済活動など消防を取り巻く環境への対応を図っていくため、消防分野において新技術の

研究開発・実用化や現場導入を推進していく必要がある。

このことから、消防庁では令和7年4月に、消防庁総務課内に「技術戦略室」を設置した。

本稿では、技術戦略室の取組を紹介する。

●消防技術戦略ビジョン

消防庁では、令和7年6月より、AIやロボティクスなどのデジタル技術をはじめとする科学技術の進展を踏まえ、消防技術戦略のあり方について検討するため、外部有識者と消防関係者から構成する「消防技術戦略会議」を開催している。

令和8年3月には、「消防技術戦略会議」における議論を踏まえ、消防庁として重点的に取り組む研究開発のテーマ(重点分野)と、その推進に向けた取組の方向性を示した「消防技術戦略ビジョン」を策定した。

消防技術戦略ビジョンにおいては、現場ニーズと技術革新の双方を踏まえ、研究開発にとどまらず、「現場実装」までを強く意識している。

消防庁技術戦略室では、消防技術戦略ビジョンを主軸として、研究開発と現場実装・実用化を推進する予定である。

消防技術戦略ビジョンの概要は次のとおり。

(1)消防庁として重点的に取り組む研究開発のテーマ(重点分野)

消防技術戦略ビジョンでは、消防分野における現場ニーズと、AIやロボティクスをはじめとする技術の動向を踏まえ、次の5つの重点分野を定めている。詳細は次ページ以降の図で示す。

①AIの活用による高度な判断支援

②ロボット・ドローンの活用による活動可能範囲の拡大

③人間拡張技術の活用による個人の能力向上

④IoT技術の活用による連携体制の強化

⑤CBRNEテロや災害等への備えなど被害の軽減

(2)重点分野の推進に向けた取組

重点分野を推進するため、主に次のような取組を進めることとしている。

①重点的な研究開発

ア 消防研究センターは、重点分野に基づき、中長期的視点で研究を実施する。

イ 「消防防災科学技術推進制度」(競争的研究費)により、民間企業と連携した重点分野の研究開発を推進する。

②関係機関との相互連携の強化

ア 関係府省庁・国の研究機関等との連携や共同研究等により、技術開発を加速化する。

イ 民間企業や関係省庁との連携により、消防技術の海外展開を強化する

③現場実装・導入の推進

ア モデル事業などにより、消防機関における新技術の現場実装・導入を推進する。

イ 必要に応じて制度や技術基準等の見直しを行い、新技術の導入に向けた環境を整備する。

「消防技術戦略会議」構成員名簿

座長	三宅 淳巳	横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授
構成員 (五十音順)	飯村 亜紀子	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事 ※第3回会議まで
	板倉 秀樹	一般社団法人全国消防機器協会 会長
	岡田 志麻	立命館大学 理工学部ロボティクス学科 教授
	加藤 雅広	東京消防庁 理事(安全統括担当)兼安全推進部長
	熊谷 智子	Japan Fire Fighting Women's Club(JFFW)(元 川崎市消防局中原消防署長)
	菅原 薫	日本テレビ放送網株式会社 報道局政治部次長(兼)解説委員
	寶 馨	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 理事長
	田中 謙司	東京大学 工学系研究科 技術経営戦略学専攻 教授
	徳田 英幸	国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長
	中西 美和	慶應義塾大学 理工学部管理工学科 教授
	林 成和	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事 ※第4回会議から
	廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
	細川 直史	東京理科大学 創域理工学研究科国際火災科学専攻 教授
	柳沢 樹里	株式会社野村総合研究所 経営コンサルティング部 イノベーション・デザイングループ グループマネージャー
	山本 みゆき	消防団等充実強化アドバイザー(元 茨城県阿見町消防団女性部 部長)
協力消防機関 (五十音順)	上山 正和	札幌市消防局 救急担当部長
	小金澤 貴史	川崎市消防局 予防部長
	田村 公夫	千葉市消防局 予防部長
	宮崎 剛	さいたま市消防局 警防部長
	山本 芳昭	北九州市消防局 警防部長

(3)取組の着実な実行

消防技術戦略ビジョンの着実な実行に向け、主に次のような取組を進めることとしている。

①消防を取り巻く環境や現場ニーズ、技術動向

の変化に合わせて、毎年度、見直しを実施

②技術導入の成果や現場での取組状況を社会に広く発信する広報・情報発信活動を強化

消防技術戦略ビジョンの全文は [📄こちら](#)

●消防分野における最新技術活用検証

消防技術戦略ビジョンの重点分野の新技術の実用化や現場導入を推進していくための取組の一つとして、消防庁では、令和7年度より内閣府の事前防災対策総合推進費を活用し、消防分野における最新技術活用検証事業を開始している。

本事業は、消防庁が主体となり、内閣府、文部科学省、経済産業省などの関係府省庁や国

立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、消防機関、研究機関等と連携して実施するものである。この事業を活用して、関係府省庁と連携し、スタートアップ企業等が開発した他分野で導入が進んでいる最新技術のうち、消防活動に活用できる可能性があるものについて、

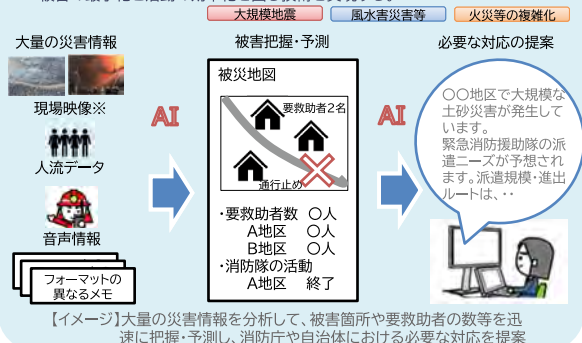


①AIの活用による高度な判断支援

災害現場等の状況を即時に分析し、迅速・的確な判断を支援することで、被害の最小化と活動の効率化を図る。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模災害への対応

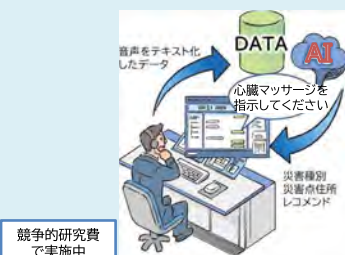
災害現場等の状況を即時に分析し、迅速・的確な判断を支援することで、被害の最小化と活動の効率化を図る技術を実現する。



指令業務の高度化

経験に基づく高度な判断力が求められる指令業務の質を維持するための判断支援技術を実現する。

働き手の多様化

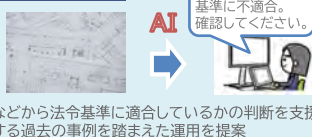


【イメージ】119番通報の内容をAIが即時に分析し、指令員に必要な対応を提案

建物・企業災害の予防

法令や危険性の判断に専門性と経験が求められる予防業務において、正確性と効率を高める技術を実現する。

働き手の多様化
社会資本の高齢化



業務の効率化

救急出動件数の増加等に伴い、活動隊員等の負担を軽減する技術を実現する。

高齢者等の増加



【イメージ】AIによる119番通報や#7119の自動応答・会話分析による業務の効率化AIを活用した救急隊運用最適化や報告書作成

※出典：(左)令和6年版消防白書(三重県防災航空隊提供) (右)平成29年版消防白書(糸魚川市消防本部提供)

②ロボット・ドローンの活用による活動可能範囲の拡大

現実世界でロボット等を動かす「フィジカルAI」の活用などにより、危険な場所での活動を代替し、隊員の安全を守りながら、持続的な消防活動を可能にする。

人が近寄れない現場での要救助者捜索

建物崩壊やCBRNEテロ等による被害の恐れがある場所において、要救助者の体温や声、ガス濃度などを検知し、迅速・安全に捜索を行う技術を実現する。

大規模地震 風水害災害等 火災等の複雑化 CBRNEテロ 社会資本の高齢化



【イメージ】倒壊した建物内の瓦礫等の狭小空間に進入して要救助者を捜索



(出典：内閣官房資料<https://www.kokuminhogo.go.jp/kunren/kyodo/post-91.html>)

【イメージ】CBRNEテロが発生した建物内のガス濃度等を検知し、取り残された要救助者を捜索

人が近寄れない現場での活動継続

津波警報の発令やCBRNEテロ等により消防隊員が安全に現場に近づけない状況において消防活動を継続するための技術を実現する。

大規模地震 風水害災害等 火災等の複雑化 CBRNEテロ 社会資本の高齢化



競争的研究費で実施中

【イメージ】ドローンで人が近づけない危険な場所や高層階で消火活動を実施



競争的研究費で実施中

【イメージ】無人放水ロボットが危険な現場で消火活動を実施

(出典：東京の消防白書2024)

③人間拡張技術の活用による個人の能力向上

身体・認知機能の補助、災害状況に疑似体験を通じた経験の補填により、過酷な環境下でも消防隊員等が安全かつ持続的に活動できる能力を強化する。

視覚・聴覚の拡張

火災現場では煙で視界が遮られ、要救助者の発見や退路の確保が困難になるため、視覚・聴覚支援技術を実現する。

火災等の複雑化 社会資本の高齢化

競争的研究費
で実施中



【イメージ】火災の煙が充満した室内の可視化や
微細な音声の検知により要救助者を早期に発見

身体能力の増強

身体的負担の大きい消防業務において、負担軽減や力の弱い職員の支援に資する技術を実現する。

働き手の多様化



(出典:海老名市消防本部資料https://www.city.ebina.kanagawa.jp/res/projects/default_project/_page/001/008/999/siryou3.pdf)

【イメージ】パワーアシストにより要救助者を
持ち上げる際などの肉体的負担を軽減

経験の補填

現場活動の経験が少なくても安全に活動が行えるよう、臨場感のある質の高い訓練技術を実現する。

火災等の複雑化 働き手の多様化 CBRNEテロ



【イメージ】現場活動を臨場感のある環境で再現することで、
実践的な訓練を実施

体験の共有

住民や関係者の防災意識と対応力を高めるため、大規模災害の疑似体験による効果的な訓練技術を実現する。

大規模地震 風水害災害等 火災等の複雑化



(出典:東京消防庁資料
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/ife/boutopic/kaguten/index.html>)



(出典:東京消防庁資料
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/ts/bousai/fukyu/bousai.vr.html>)

【イメージ】震災時の大規模火災の疑似体験ができる訓練を実施

④IoT技術の活用による連携体制の強化

関係機関と情報をリアルタイムで共有することで、迅速な判断、安全管理、効率的な活動を支援する。

消防分野の技術を有する企業と 消防以外の分野の技術を有する企業との連携

消防機器のIoT化により、防犯などの目的で設置された機器を活用した効率的・効果的な消防活動を可能にする。

火災等の複雑化 働き手の多様化



【イメージ】防犯カメラの映像データを活用して火災を検知するとともに、
消防機器の作動と連動してデジタルサイネージなどにより避難誘導を実施

消防機関と医療機関との連携

救急現場では一刻を争うため、要救助者の情報を早期に救急隊と医療機関等で共有できるようにする。

大規模地震 風水害災害等 CBRNEテロ 高齢者等の増加

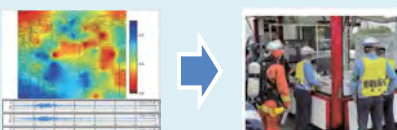


【イメージ】救急隊が保有するデータや救急車の中の様子を医療機関
とリアルタイムに共有

消防機関と施設管理者との連携

災害発生施設の管理者と消防隊が施設情報を共有することで、安全かつ効率的な消防活動を可能にする。

火災等の複雑化 CBRNEテロ 社会資本の高齢化



【イメージ】化学プラント等で、事故発生時のプラント内における温度
や圧力などのデータ等を活用し、危険性を予測するとともに、消防隊と情報を共有

消防隊員同士の連携

活動している隊員の情報を指揮本部等で集約し、高度な安全管理を可能にする。

大規模地震 風水害災害等 火災等の複雑化 CBRNEテロ 社会資本の高齢化



【イメージ】活動している隊員の位置・身体情報やドローンの映像をリアルタイムで各隊員のスマートグラスや現場指揮所に共有



⑤ CBRNEテロや災害等への備えなど被害の軽減

CBRNEテロや、大規模な地震・林野火災など昨今の災害等を踏まえ、必要となる技術の研究開発及びその運用を通じて、被害を軽減する。

CBRNEテロ等による災害への 対処能力の向上

CBRNEテロ等による災害への対処能力を向上させるため、遠隔・無人による状況把握や要救助者捜索などを可能とする資機材の改良・開発により、被害を軽減する。

CBRNEテロ



【イメージ】あらゆるCBRNEテロに対する指揮支援体制の構築※
CBRNEテロが発生した建物内のガス濃度等を検知し、取り残された要救助者を捜索

資機材・車両の改良・開発

災害への対処能力を向上させた小型の車両や、携行しやすい軽量化された資機材により、被害を軽減する。

大規模地震
風水害災害等
CBRNEテロ



【イメージ】資機材・車両の高機能化・小型化・軽量化

消防ヘリの活動能力の向上

消防ヘリの活動能力を向上させる資機材により、被害を軽減する。

大規模地震
風水害災害等



【イメージ】消防ヘリの活動能力の向上

大規模林野火災などを早期に抑制する消火薬剤

消火能力を向上させながら、環境への影響を最小限に抑える消火薬剤など消火技術により、被害を軽減する。

大規模地震 風水害災害等



【イメージ】林野火災における消火薬剤を活用した空中消火技術

市街地火災や林野火災のシミュレーション技術

市街地火災や林野火災の延焼を予測することができるシミュレーション技術により、被害を軽減する。

大規模地震 風水害災害等



【イメージ】市街地火災や林野火災の延焼を予測するシミュレーション技術

※左写真 出典：内閣官房資料<https://www.kokuminhogo.go.jp/kunren/kyodo/post-91.html>

リチウムイオン電池など新たな製品等に対応した消火技術

リチウムイオン電池をはじめとする新たな製品や水素などの新たなエネルギー技術等に起因する火災に対応するため、有効な消火技術を確立する。

火災等の複雑化



（出典：東京消防庁資料https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/ife/kasai/lithium_bt.html）

【イメージ】近年増加しているリチウムイオン電池に起因する火災に対応した消火技術

環境規制に適合した高性能な消火薬剤

従来の消火薬剤に使用されていた物質が環境規制により使用困難となっているため、新たな規制に適合した消火薬剤を開発する。

火災等の複雑化



（出典：志太消防本部資料<https://www.shida119.jp/whatsnew/whatsnew-6510/>）

【イメージ】環境規制に適合した高性能な泡消火薬剤

ドローンなど新たな技術を活用した点検技術

危険物施設などにおいて、新技術を活用するなど効率的な点検技術を確立する。

社会資本の高齢化



【イメージ】ドローンを活用した保守点検

消防技術の社会実装に必要な合意形成に関する技術

消防技術の推進には多様な主体との合意形成が不可欠であり、そのプロセスや根拠となる知見の研究を進める。

大規模地震
風水害災害等
火災等の複雑化
CBRNEテロ
社会資本の高齢化
働き手の多様化
高齢者等の増加



【イメージ】新技術の導入に向けた合意形成のプロセスや根拠となる知見の研究

消防機関とのマッチング、現場検証、横展開を通じて、消防分野への最新技術導入に係る手法の確立を図るものである。

令和7年度は、テスト環境における技術検証を実施した。

【実施日】令和8年1月20日～21日

【会場】福島ロボットテストフィールド(福島県南相馬市)

【参加機関】消防本部:26消防本部から約90名
関係機関:約10機関(警察庁、防災科学技術研究所等)から約30名
民間企業:約20社

【検証した技術】

○AIによるドローン映像解析技術の活用検証

ドローン映像をAIで解析することで火災等の位置を特定し、地図上にプロットする技術に



AIで生成したイメージ(実災害のものではない)

ついて、消防の指揮活動に活用することの有効性を検証

○ドローンを活用した夜間の情報収集技術に関する活用検証

火災現場や山岳救助活動において、ドローンの自動飛行機能を夜間の情報収集に活用することの有効性について検証

○救助現場におけるパワーアシストスーツの活用検証

救助隊員がパワーアシストスーツを着用して活動することの有効性や、資機材を用いた救助活動が支障なく行えるかを検証

【今後の予定】

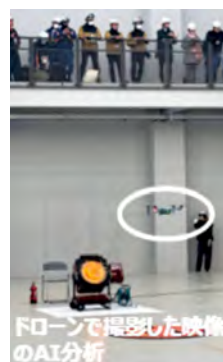
令和8年度は、テスト環境における技術検証を実施した3技術について、消防機関における実地検証を実施する予定である。



国土地理院航空写真を加工して作成したイメージ



令和8年1月に福島で実施した新技術の検証の様子



●おわりに

消防技術戦略ビジョンに基づく取組の着実な実行には、関係業界団体、企業の皆様のご協力が不可欠である。

今後は、技術情報の提供や連携した技術検証など、これまで以上のご協力をお願いしたい。



消防のうごき

ASEAN3カ国で国際消防防災フォーラム開催 —消防防災分野の知見共有と連携強化—

消防庁 国民保護・防災部 国際協力官 脇本 篤

●国際消防防災フォーラム

消防庁では、シンガポール、マレーシア及びタイのASEAN 3 カ国において、国際消防防災フォーラム(以下「フォーラム」という。)をそれぞれ開催しました。本フォーラムは、我が国の消防防災に関する技術や制度を紹介するとともに、各国の消防防災関係者との知見共有や連携強化を図ることを目的として実施したものです。

経済発展や都市化が進展しているアジア諸国では、これまで以上に高度な消防防災体制を構築する必要性が高まっており、これらの国から我が国に対し、人命救助や消火技術、火災予防制度等に関する知見の共有や技術移転を求

める声が寄せられています。

このことを踏まえ、消防庁では平成19年度以降、ベトナム、トルコ、タイ、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、カンボジア、マレーシア、フィリピン及びシンガポールの10カ国においてフォーラムを開催してきました。

フォーラムには開催地の消防防災関係者が多数参加することから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用するため、平成25年度からは日本企業による消防防災関連製品の紹介・展示も実施しています。

●開催形式と開催地

令和7年度のフォーラムは、特定の国のニーズに即した内容を二国間で実施するパイ形式により、シンガポール、マレーシア、タイのASEAN 3 カ国でそれぞれ実施しました。これ

ら3カ国は、いずれも急速な都市化が進む東南アジアの中核国であり、洪水・豪雨・高温等の自然災害リスクや都市型災害への対応という共通課題を抱えています。また、防災・消防分野



オープニングセレモニーでスピーチを行う石川大使



シンガポール民間防衛隊アラン・チョウ上級次席コミッショナーによる講演「リチウム電池に起因する火災対応」

における制度整備や能力向上への関心が高く、周辺地域への波及効果も期待できる国々です。このため、各開催国の消防防災関係者の参加を

得て、それぞれの現地ニーズに即した情報提供を行いました。

●参加者(シンガポール・マレーシア)

令和8年1月12日のフォーラムには、シンガポール側参加者であるシンガポール民間防

衛隊(SCDF)を含む約100名、1月14日のフォーラムには、マレーシア側参加者であるマレーシ



シンガポール会場全景

●参加企業一覧(シンガポール)

(50音順)

エア・ウォーター株式会社
帝国繊維株式会社
トーハツ株式会社
株式会社日本減災研究所
能美防災株式会社
船山株式会社
株式会社モリタ
Yen Lee Fireweld Pte Ltd※
ST Engineering Land Systems※

※現地開催国企業



オープニングセレモニーでスピーチを行う四方大使



マレーシア消防救助隊カマルザマン・マリク・アブドゥラ上級次席コミッショナーによる講演『消防防災における技術活用最適化～マレーシアの経験～』



マレーシアフォーラム参加者との記念撮影

●参加企業一覧(マレーシア)

(50音順)

エア・ウォーター株式会社
シャボン玉石けん株式会社
帝国繊維株式会社
トーハツ株式会社
株式会社日本減災研究所
船山株式会社
合同会社防災制度・運用研究会
株式会社モリタ



ア消防救助隊(BOMBA)を含む約100名の消防防災関係者が参加しました。

各開催国のオープニングセレモニーでは、在シンガポール大使館の石川大使から、「日・シンガポール外交関係樹立60周年の節目に、日本の経験と先進技術を共有し、両国及びアジア地域における消防・防災分野の協力を一層深化させること」、在マレーシア大使館の四方大使からは、「日本とマレーシアが消防・防災分野における長年の協力関係を基盤に、知識・技術・人材交

流を通じて両国及び地域の防災力強化をさらに推進すること」を期待する旨のメッセージが参加者に伝えられました。

『消防装備及び消防設備の進化について』をテーマにした本フォーラムでは、日本及び各開催国からの講演に加えて、初の試みとして、日本企業のみならず現地開催国企業からも出展を募り、国際交流の場を更に広げる機会としました。

●参加者(タイ)

令和8年2月25日及び26日の2日間で行われたフォーラムには、タイ側から約220名、日本側から約100名の合計約320名が参加しました。タイからは、内務省災害防止軽減局(DDPM)をはじめ、内務省公共事業・都市地方計画局(DPT)、タイ国家災害警報センター(NDWC)、消防防災

関連企業・有識者のパネリストなど、消防防災関係者の参加を得ることができました。

オープニングセレモニーでは、両国の代表からのスピーチが行われ、日本側は、在タイ大使館の大鷹大使より、「日・タイが知識・技術を共有し、実効性ある協力を通じて消防防災体制を



オープニングセレモニーでスピーチを行う大鷹大使



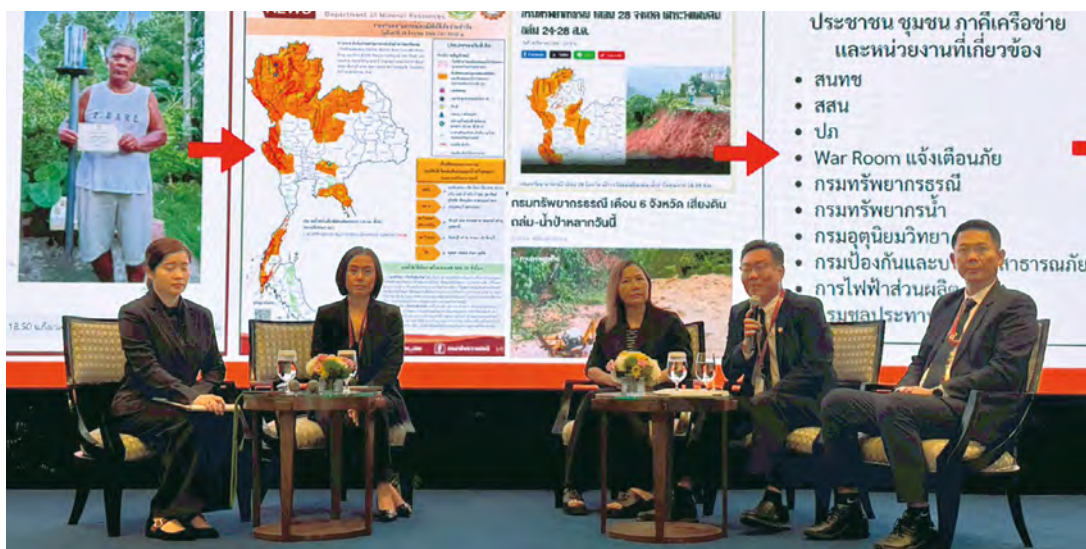
タイフォーラム参加者との記念撮影

●参加企業一覧(シンガポール)

(50音順)

WOTA株式会社
エア・ウォーター株式会社
栗田工業株式会社
国際技術開発株式会社
櫻護謨株式会社
株式会社シバウラ防災製作所
株式会社スペースタイムエンジニアリング
帝国繊維株式会社
東京サイレン株式会社
トーハツ株式会社
株式会社ニチボウ
株式会社日本減災研究所
日本電気株式会社
能美防災株式会社
株式会社初田製作所
船山株式会社
合同会社防災制度・運用研究会
ホーチキ タイランド リミテッド
前澤工業株式会社
株式会社モリタ
モリタ宮田工業株式会社
ヤマトプロテックアジア株式会社
ヨネ株式会社
タイ内務省災害防止軽減局※
タイ国家災害警報センター※

※開催国出展関係機関



タイ側参加者によるパネル・ディスカッション

強化し、両国民の生命・財産を守ること」を期待する旨のメッセージが参加者に伝えられました。

開催日初日は『タイにおける先進消防能力強化』、2日目は『タイにおける総合防災力強化』をテーマにした本フォーラムでは、過去最大規模の24企業・関係機関からなる出展ブースエリアを設けて、開催国の消防・防災能力向上に資

する各社製品のプレゼンテーションや製品等の展示を行いました。

タイ側からは、「災害マネジメントのための科学技術とイノベーション」及び「早期警報システム」について、パネル・ディスカッション形式による示唆に富んだ意見交換もなされ、有識者の最先端の知見が共有されました。

●消防庁からのプレゼンテーション(タイ)

タイ側のニーズを踏まえて、今回、消防庁からは計3本のプレゼンテーションを行いました。

(1)「気候変動関連災害への備えと緊急対応」

気候変動の影響により、風水害の激甚化や林野火災のリスクが高まっている現状を踏まえ、近年進めている新たな災害対応の取組について発表が行われました。発表では、災害発生前からのリスクの見える化や注意喚起、発災時における避難と情報共有の重要性、早期の広域連携が被害軽減に果たす役割が紹介されました。これらの経験と教訓を踏まえ、風水害対策に加え、林野火災への備えを強化する新たな取組を進めていることが説明されました。

(2)「日本の火災予防行政～火災統計からみた火災死者・被害の低減施策の効果と今後の課題～」

消防力の充実や火災予防規制により、市街地

火災のリスクや火災による死者は減少傾向にある一方で、地震・津波時の大規模火災や木造密集地の火災リスクは依然存在している現状が伝えられました。さらに、高齢化に伴い住宅



セッション「気候変動関連災害への備えと緊急対応」



セッション「日本の火災予防行政～火災統計からみた火災死者・被害の低減施策の効果と今後の課題～」



セッション「消防庁の災害対応」

火災の死者リスクは低減せず、近年増加傾向にある中で、リチウムイオン電池やバイオマス、大規模倉庫の火災など新たな課題も生じており、国際的な協力による対策の重要性の高まりが強調されました。

(3)「消防庁の災害対応」

我が国においては、消防機関が市町村主導で各地域の実情に応じて運営されている一方、大

規模災害時には、全国的な応援制度として、緊急消防援助隊が機能するという基本的な仕組みが共有された後、災害への対応としては、地方自治体や消防機関のみならず、消防団や自主防災組織も含めた地域の方々の協力が不可欠であり、また、迅速な情報発信という観点から、早期警報システムの整備の重要性やその多重化などについても言及されました。

●日本企業によるプレゼンテーション・展示(タイ企業)

参加した日本企業が自社製品やサービスの紹介のプレゼンテーションを行うとともに、会場内に設置された展示ブースにて製品等を展示しました。

展示ブースでは、ランチタイムや休憩時間中、参加者が製品を手取る姿や、熱心に質問をしている姿が多数見られました。

参加した日本企業からは、「大使と開催国代



防火衣の着装体験をするタイ内務省災害防止軽減局ティールバット・カチャマット局長

表にブースを回っていただき、その際、政府機関への訪問約束をすることができた」「防災ソリューションを俯瞰でき、自社の展開可能性を

検討する上で大変参考になりました」とのコメントが届いています。

●おわりに

アジア諸国は経済発展や都市化の進展に伴い、火災や災害の大規模化・複雑化といった新たなリスクが増大しています。我が国においても、経済成長期に大規模な火災や災害を経験してきましたが、その都度、経験と教訓を糧として消防力や災害対応能力を強化してきました。

こうした知見を共有し、各国が有する実践的な取組や地域特性に根ざした対応から学ぶことは極めて重要です。本フォーラムが相互の知識と経験を持ち寄って防災力を高め合う契機となり、双方にとって実りある消防防災に係る協力関係の深化につながることを願っています。



อธิบดี ปก. - เอกอัครราชทูตญี่ปุ่นฯ

เปิดสัมมนานานาชาติด้านการจัดการอัคคีภัยและสาธารณภัย

เสริมความร่วมมือไทย-ญี่ปุ่น

เมื่อวันที่ 25 กุมภาพันธ์ 2569 นายธีรพัฒน์ คัชมาตย์ อธิบดีกรมป้องกันและบรรเทาสาธารณภัย และนายชาโอ๊ะ โตตาเกะ เอกอัครราชทูตญี่ปุ่นประจำประเทศไทย ร่วมเป็นประธานในพิธีเปิด “โครงการสัมมนา International Forum on Fire and Disaster Management” ณ โรงแรม The Athenae Hotel กรุงเทพมหานคร เพื่อส่งเสริมความร่วมมือเชิงวิชาการด้านการเพิ่มประสิทธิภาพการจัดการภัยพิบัติ และตอบโต้ภาวะฉุกเฉินระหว่างไทยและญี่ปุ่น โดยมีผู้บริหารและเจ้าหน้าที่ กรมป้องกันและบรรเทาสาธารณภัย หน่วยงานภาคีเครือข่ายด้านการป้องกันและบรรเทาสาธารณภัย และภาคเอกชนจากประเทศญี่ปุ่น เข้าร่วมโครงการฯ



พัฒน์ ทวีวงศ์สวัสดิ์นา ตำแหน่ง ผู้อำนวยการศูนย์ร่วมผู้เชี่ยวชาญ
และภูมิภาค สำนักงานการวิจัยแห่งชาติ

ธีรพัฒน์ คัชมาตย์ อธิบดีกรมป้องกันและบรรเทาสาธารณภัย



“ปก.ห่วงใยความปลอดภัยคนไทยทุกคน” กรมป้องกันและบรรเทาสาธารณภัย DOPM
สายด่วนปรึกษา 1784 ปก.แจ้งเหตุ 1784 (โทร. 0-17840000) @DOPMNews www.silksister.go.th

タイで広報された国際消防防災フォーラム



最新版 令和8年4月25日発行
**消防設備士受験のための
各種テキスト**

一般財団法人日本消防設備安全センター 業務部

消防設備士受験直前対策

消防用設備等について既に勉強された方に試験前の再確認として活用いただくためのテキストです。

消防関係法令、機械又は電気に関する基礎知識、消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法並びに製図例題から構成されています。

[第1・2・3類]

屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基礎知識と基本問題を掲載し、各設備の構成図面及び製図例題の回答を2色刷りにするなど分かりやすくしています。

[第4・7類]

自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、漏電火災警報器の消防関係法令、電気に関する基礎的知識と構造、機能及び工事又は整備の方法の基本問題を中心に掲載しています。

[第5・6類]

金属製避難はしご、緩降機、救助袋、消火器の消防関係法令、機械に関する基礎的知識と構造、機能及び工事又は整備の方法の基本問題を中心に掲載しています。





消防設備士を目指す方のためのテキストです。

- 個々の項目についてのポイントを例題形式にしています。
- 法令は理解しやすいように表にまとめています。
- 消防関係法令を理解しやすくするために、条文を例示しています。

試験問題に出やすい下記項目別にポイントと着眼点をあわせて掲載しています。

[第1類]

屋内屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備

- 機械又は電気に関する基礎知識
- 構造、機能及び工事、整備 ● 規格 ● 鑑別等 ● 製図

[第4類]

自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備

- 電気に関する基礎知識
- 構造、機能 ● 工事、整備 ● 規格 ● 鑑別等 ● 製図

[第6類]

消火器

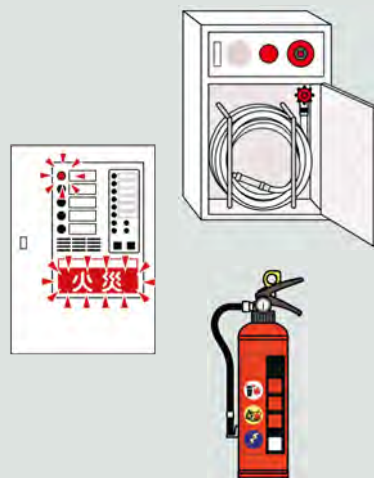
- 基礎的知識 ● 規格 ● 構造、機能 ● 点検、整備 ● 実技

[法令編]

第1類から第7類まで各類共通の消防法令編及び各類個別の消防法令編の問題を掲載しています。

各類別の規格省令、基準告示編の問題を掲載するとともにポイントを解説しています。

第1類・第4類・第6類よりさらに詳しい消防関係法令を掲載しています。





消防用設備等に関するリーフレット 発行のご案内

一般財団法人日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

この度、違反是正支援センターにおいて、令和7年度の研修会等に参加した皆様のアンケート結果を参考に、防火対象物の管理に関する2種類のリーフレットを作成しました。

消防関係の皆様が建物関係者に周知するための資料として、是非ご活用ください。

リーフレットの概要

【その建物、消防法違反につき】

このリーフレットでは、建物の増築・接続、用途変更などにより、新たに自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の設置が必要となる事例を紹介し、このような工事等を行う場合は、管轄消防署に事前に相談することを促しています。

裏面では、消防用設備等が未設置と指摘された場合には、速やかに改善すること。また、改善されない場合に消防が行う是正指導の流れについて説明しています。

【日常の小さなこと、火災時には大ごとです。】

このリーフレットは建物内の防火戸、階段付近の物件存置、消防用設備等の管理不適など、日常の小さなことを放置することで火災時には危険性が増すことをイラストで説明しています。

裏面では、日常の小さなことがひき起こす具体的な危険を紹介しています。

ダウンロードについて

本リーフレットは、違反是正支援センターのWebサイトからどなたでもダウンロードして活用できるようにしております。

<https://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/index03.html>





45年ほど前、私が消防研究所(現在の消防研究センター)に入所して間もなくの頃のことである。ある民間リゾート施設のプールに何人かの友人と遊びに来ていたとき、プールサイドにいた一人の老人が突然上着を脱ぎだし飛び込むとした。訳を問うと「プールの底に孫が沈んでいる」と言う。そこで、私たちが代わりにいち早く潜ってすぐにプールの底に沈んでいた子どもを見つけ出し、プールサイドに引き上げた。子どもの様子を見ると、呼吸なく瞳孔は動かず、肌は土気色、まさに心肺停止という状態であった。

私たちは互いに「あだ、こうだ」と方法を確かめ合いながら、人工呼吸と心臓マッサージを交替で行った。私たちのグループだけでなく周囲の人も手伝ってくれた。皆、一生懸命だった。どのくらい心肺蘇生努力を続けただろうか。少なくとも、5分以上はかかったのではないかと

と思う。少しずつ効を奏していたのであろう、やがて、子どもに変化が見え始めた。最初に気付いたのは、頬の色に血の気がさし始めたことである。次に、瞳が左右に動き始めた。そして、我々に心肺蘇生を決定的に確信させたのは、子どもが苦しそうなうめき声を上げ始めたときである。妙な表現だが、苦しそうなうめき声は、それはまさしく生き返ったことの証にほかならない。感動の一瞬であった。

全く見よう見まねの素人活動ではあったが、私たちの行為は典型的なバイスタンダーCPR(心肺蘇生)に違いない。この体験の後に、CPRが実施されること自体がわが国では少なく、それが成功し傷病者が1カ月後に生存しているケースはさらにきわめて珍しい例であることを知った。あのときの我々の行為は、大変貴重なものであったことを今更ながら認識する。そし

実体験で知った心肺蘇生の大切さ

NPO法人日本防火技術者協会 理事長 関澤 愛

て、自分の経験から声を大にして言いたいことがある。それは、心肺蘇生術に多少自信がなくても、とにかく勇気をもって実施すれば努力したなりの効果は必ず得られるという事実である。救急講習の際に、正確な技術の習得と同時に「勇気と努力は報われる。やれば蘇生に役立つのだ」という確信を植え付けることも大切ではないだろうか。

心臓停止状態が3分以上続くと生存率が50%以下に下がってしまうだけでなく、仮に一命をとりとめても脳細胞などが壊死して重度の後遺障害が残ったり社会復帰も困難となる。ひどい場合は植物状態となってしまうのである。一方、救急車の現場到着時間は現在全国平均で約9.8分(「令和7年版 救急・救助の現況」)であり、この間に手をこまねいては助かる命も救え

ない。たとえ、救急隊到着までに心肺蘇生に至らなくてもバイスタンダーが人工呼吸と心臓マッサージを行うことは救急隊にボタンタッチするまでのつなぎの役割を果たしており、まさしく「救命の連鎖」の一環を担うことにほかならない。

さて、この事故の際、施設の事業者は到着した救急隊に、我々の心肺蘇生活動の事実を説明しなかった。しかし、私はお祖父さんに問われたので連絡先は知らせておいた。この事故から約1カ月経った頃、当のお祖父さんから手紙を頂いた。「孫は無事に退院し、元気に小学校へ通っている」と書かれていた。我々の努力が実り、子どもが社会復帰する状態まで回復したことを知った。手紙にはお礼のビール券が添えられていた。表彰状をもらうことはなかったが、実においしいビールを飲むことができた。

視点

2023年に初めてのG20防災会議がインドで開催された。翌年のブラジル、翌々年の南アフリカにおける防災に関する国際会議にも参加した著者が多国間交渉における難しさとともにその成果を紹介する。

JICA国際協力専門員／東北大学災害科学国際研究所特任教授 西川 智

G20防災閣僚会合に見る グローバルサウスの防災事情

G20と聞いて皆様は何を思い浮かべますか？時折ニュースでG20財務大臣中央銀行総裁会議あるいはG20首脳会合について報じられていることはご存じかと思います。G20、世界の主要19か国及びEUとAU（アフリカ連合）で構成される政府間フォーラムで、世界のGDPの約90%、貿易総額の約80%を占めることから、財務大臣中央銀行総裁会議が注目されるわけですが、保健や労働といったテーマ別大臣会合も開かれてきていました。2023年にインドがG20議長国に就任した際に、インドのモディ首相は、グローバルサウスの旗手たるインドが議長国になったからには、グローバルサウスの共通課

題に焦点を当てたい、防災こそがそれだ！と宣言し、G20に新たに防災ワーキンググループを設立しました。モディ首相は、2001年1月にインド西部でグジャラート地震が発生した当時グジャラート州の首相（州知事のことをインドでは州首相と言います。）であったことから、災害対応と復興に大変な苦勞をしたがゆえに、防災には強い思い入れがあるとのことでした。

2023年インド議長国でのG20防災会議

2023年のG20防災会議は、まず3月30日から4月1日まではグジャラート州のガンジナガル市（ガンジーの生誕地）で開催。ガンジーの



写真1 第1回G20防災会議でのパネルディスカッション、中央が筆者



写真2 グジャラート地震記念館内の展示例



写真3 グジャラート地震記念館のエントランス、丘陵に7つのパビリオンを配置

生誕地を選んだところに議長国インドがこのG20を機に国威発揚を狙っていることは明らかでした。会議は3日間、初めてのG20防災会合とあって、パネルディスカッション、セミナー、各国代表団によるステートメントとインドは色々工夫(写真1)。

圧巻は最終日4月1日の現地見学でした。G20各国代表団100名余りをガンジナガル最寄りのアーメダバード空港からチャーター機を仕立て、2022年8月にオープンしたばかりのグジャラート地震記念館(Smritivan Earthquake Memorial and Museum(📍県の観光案内サイト、📍記念館公式サイト))への見学ツアーが挙行されました。

2001年グジャラート地震で一番被害が深刻だったブッジ市郊外11,500㎡の丘陵地に7つのテーマ別パビリオンで構成された記念館です(写真2・3)。筆者はそれまでこの存在を知らなかったのですが、そのスケールに驚愕しまし

た。案内してくれた展示責任者に、この記念館を企画するにあたって、他国、例えば日本の阪神・淡路大震災の記念館(人と防災未来センター)などはお手本にしたのか?と聞いたところ、訪問したことは無いとのこと。自主独立を重んずるインドらしいやり方だなあと妙に感心しました(2025年に、展示のアップグレードのために日本の専門組織を紹介してほしいとの要請がJICAにきました)。その後、7月にムンバイ、10月にチェンナイでG20防災会議が開催され、G20防災の合意文書が公表されました。10月の最終交渉は、合意文書案について1行ごとに各国が意見をぶつけ合い議論するという国際交渉スタイルで行われ、最終日は朝まで徹夜の交渉が行われました。防災について各国間で本質的に大きな相違は無いはずですが、気候変動のとらえ方、男女共同参画の表現方法等、各国それぞれのこだわりがあり、各国代表が徹夜交渉で疲れてこないと折衷案に合意できないとい



写真4 ブラジル第3の都市ベロオリゾンテの郊外丘陵地を埋め尽くす違法住宅



写真5 大雨で違法住宅が崩壊し犠牲者が出た現場、市民防衛組織の取組みも困難

うのが実態です。2023年の合意文書については、[こちら](#)を参照ください。

2024年ブラジル議長国でのG20防災閣僚会議

2024年にインドから議長国を引き継いだブラジルは、2月と5月にオンライン会議、7月、10月末に対面会議、11月1日に閣僚会合を開催し防災閣僚宣言に格上げして採択することを提案し、2024年の交渉が開始されました。しかし、4月下旬から5月にかけてブラジル南部が深刻な洪水に襲われたことから、5月に予定されていたオンライン会議は延期となっていました。7月26日から30日に行われたリオデジャネイロでの対面会議ではこの南部大洪水の報告と、議長国ブラジルとして、今年は社会的不平等と脆弱性の克服についての内容も成果文書に盛り込みたいという意向が示されました。

ブラジルは2023年10月の大統領選挙で政権交代があり、労働階級出身のルラ大統領の下、社会的弱者に焦点を当てた政策を重視していること、また、ブラジルの大都市周辺で急傾斜地を不法占拠する形で人口が急増し、大雨が降るたびに土砂災害により数十人単位で死者が出るという問題を抱えているからです(写真4・5)。10月末から11月1日にかけて、アマゾン河口に位置するベレンで閣僚宣言とりまとめに向けた対面交渉が行われました。それに先立ち、9月から10月にかけて閣僚宣言案について8日間オンライン交渉が(日本時間の深夜にかけて)延々と行われています。議長国ブラジルとしてはベレンでの対面会議の前にあらかじめ決着をつけたかったのですが、そうはいかないのがマルチの国際交渉です。今回は閣僚宣言なので、各国の代表団の半数以上は、気候変動やエネル



写真6 ベレンでの閣僚宣言交渉で日本の主張を述べる筆者、左下はブラジル議長団



写真7 eThekwin市トヨタ南アフリカ工場前の排水路工事、2022年水害で工場も浸水



写真8 2022年水害で流出した橋(左)の付替え工事(右)

ギー問題等で日常的に国際交渉に没頭している手練れの外交官、彼らは防災の専門家ではないが、気候変動等において自国の主張が少しでも有利に反映されるべく目を皿のようにして一言一句まで突き詰めて文言交渉を行う人たちです。会議の期限が迫ってもいないのにオンライン会議で安易に妥協することはありません。そして迎えたベレンでの詰めの交渉。防災の中身に係る事項で、日本と英国・EUが鋭く対立しました。彼らは、優しい自然の仕組みを上手く生かすことこそが防災の要諦であると固く信じているようで、激烈な自然現象から人間の生命と生活を守るのが防災だと考えている当方とは全く価値観が異なります。

英独仏いずれも、地震や火山、ハリケーンによる被害を受けることは極めて稀です。2021年7月ドイツ大洪水の雨量は9時間で約200mm、これが100年ぶりの大雨とのこと。とはいえ絶対的な雨量は日本の豪雨に比ぶべくもありません。当方は、日本と同じく地震や火山の脅威を身近に感じているメキシコやインドネシアを味方に付けて延々とやり取りをし(写真6)、最後はブラジル議長立会いの下、筆者と英国代表・EU代表で膝詰め談判し、竜巻・地震・火山から人の命を守れる自然工法は無いですね！と詰めて押し切りました。今回の会議では、朝食抜き早朝6時集合で最終の文言交渉が行われ、ようやく閣僚宣言がまとまりました。2024年の閣僚宣言は[こちら](#)をご覧ください。

2025年南アフリカ議長国でのG20防災閣僚会議

2025年にブラジルから議長国を引き継いだ南アフリカは、3月にオンライン会議、4月、7月、10月と対面での会議、10月は閣僚会合とセットで開催し閣僚宣言を採択するというスケジュールを提示し、2025年の交渉が開始されました。前年に閣僚宣言を出したばかりで、2025年も閣僚宣言を出すのだろうかという声がいくつかの国からありましたが、アフリカ大陸で初のG20議長国として、南アフリカ政府はG20の成功に向けて並々ならぬ体制で取り組みぜひ閣僚宣言を出したいとのこと。4月は南東部クワズールー・ナタール州eThekwin市(一般にはダーバン市として知られ、近年南アフリカでは、白人支配以前の地名を復活させている)で開催されました。南アフリカには地震も火山もごく少なく、日本で南アフリカの災害が報道されることはほとんどありませんが、2022年4月には同州で豪雨が発生し、死者・行方不明者数500名以上、被災者数40,000人以上を出す事態となっています。この大きな被害は、単に雨量が多かっただけではなく、端材とトタン板と泥で作られた脆弱な住宅が洪水に直撃されたことにも原因があると[報告](#)されています。

現地見学では、この洪水被害からの復興工事現場を案内されました(写真7・8)。7月はヨハネスブルグで開催、その際ヨハネスブルグのSOWETO地区に案内され、南アフリカが抱える防災の課題について説明を受けました。南ア



写真9 アパルトヘイト時代に形成された黒人居住区



写真10 ヨハネスブルグのSOWETO地区、端材とトタン板製のバラックが密集

フリカは、1994年まで続いたアパルトヘイトの負の遺産が残っています。アパルトヘイトにより収入が低く抑えられた黒人たちは、数のうえでは多数派でありながら、都市域内で条件の悪い土地を居住地として割り当てられました。そこで形成された過密で劣悪な住環境は、未だ解消されないままです(写真9)。SOWETO地区はその代表です。写真10のように、端材とトタン板でできた掘立小屋が建て込んでいて、1軒で火災が発生すると瞬く間に燃え広がってしまうので、せめてもの対策として火災警報器の取付けを地元の生活改善NGOが進めており、その実演が行われました(写真11)。終戦直後、日本各地にできたバラック同様、防火規制や不燃化以前の対策から始めなければいけない難しさを実感させられました。

10月の最終会合はケープタウンで開催、今回

は、各国からの参加者向けに南アフリカの取組を、市民向けに身近にできる防火防災の取組を紹介する防災意識啓発イベントが屋外公園で行われました(写真12)。そしていよいよ閣僚宣言の詰め交渉です。今回は、Financing disaster risk reduction(防災のための資金調達)が交渉の焦点となりました。

2015年に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組の優先行動3には、災害へのレジリエンスのための投資を掲げており、ではその財源はどうやって確保すればよいのかが課題として認識されるようになってきたということもありますが、実は、防災がだんだんと国際的にも重要となると、当然そこにはお金の話が出てくるだろうと睨んで、欧米の金融関係者が何か自分たちも食い込む余地が無いかと乗り込んできたというのが筆



写真11 バラック内に火災警報器を設置



写真12 G20代表団兼市民向け防災イベントを公園で開催



写真13 閣僚宣言の最終文言交渉、各国が行単位で賛成・反対・代替案をぶつけて討議

者の見立てです。従来、こういう国際防災の会議には、ドイツとスイスの再保険会社の関係者が乗り込んできて、保険と再保険の仕組みがありとあらゆる防災の課題を解決できると強烈なロビーイングをしてきました。しかし、保険は、その仕組みからして、被害が出て初めて保険金が出ます。そもそもの被害を減らすための事前防災の財源には使えませんし、最近ではアメリカ南部などでハリケーン被害が大きくて、保険会社が保険引き受けを忌避するという事象も出てきています。他方日本には、耐震性能の高い住宅へのローンに優遇金利が適用され、防災とBCPに熱心な企業には低利融資がされる制度があります。民間の事前防災を促し、被害を減らそうという仕組みです。そこで10月の会議には日本政策投資銀行から専門家に参加してもらい、こういう事例を紹介してもらいました。

その上で閣僚宣言の文言交渉に臨み、事前防災のための投資を促す仕組みが必要だということ盛り込むことに成功しました。今回の閣僚宣言交渉は、深夜に及びましたが徹夜せずに済みました(写真13)。3年目に入り、各国代表が互いの主張が何かを認識し、不要な全面衝突が避けられるようになってきたことも影響しているかと(写真14)。2025年の閣僚宣言は[こちら](#)をご覧ください。

将来の主要国における防災の課題

あるシンクタンクの予測によれば、2050年のGDPの上位7か国は、中国、インド、アメリカ、インドネシア、ブラジル、メキシコ、日本となるそうです。

西欧中心の今のG7主要国とは異なり、いずれも様々な自然災害に悩まされている国々です。この3年間のG20議長国は、インド、ブラジル、南アフリカ、いわゆるグローバルサウスの国でした。それぞれ、地震、洪水・不法居住地の土砂災害、密集市街地の火災と難しい課題を抱え、G20の中で防災を重要課題として全面に打ち出すことに大きく貢献しました。今後、国際社会の中で災害対策はますます重視されることとなります。そこに日本が蓄えてきた防災のノウハウを上手に提供することができれば、国際社会の中で日本のプレゼンスを確保することにつながります。関係の皆様のご活躍を願います。



写真14 ケープタウンでの閣僚級会合出席の各国代表团、後列中央が筆者

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



SNSを活用した「気づき」を与える広報活動！ —バズらせて多くの方へ届けたい—

名古屋市消防局 守山消防署予防課 課長補佐(規制) 片桐直美

背景

現代社会において必需品と言っても過言ではないスマートフォン、モバイルバッテリー、携帯型扇風機などは非常に便利なものである一方、内部にはリチウムイオン電池が使用されており、一度火災が発生するとわずかな時間で被害が拡大する危険性を伴うものである。

実際に過去10年間でリチウムイオン電池に関連する火災件数は増加している。

そこで、我々が行う予防業務の根幹である火災の未然防止のため、SNSを活用して啓発・広報活動を行うことにしたが、どのようにすれば多くの人に視聴してもらえるかが課題であった。

内容

動画は名古屋市で実際に発生しているモバイルバッテリーからの出火例を題材とすることにしたが、視聴回数を伸ばすため繰り返しミージングを行い以下の点を工夫することにした。

【動画作成にあたり工夫したポイント】

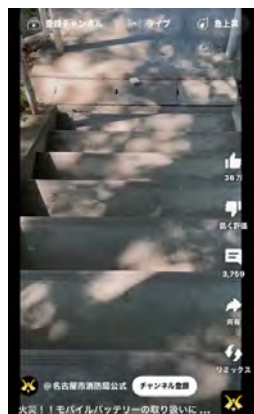
①ターゲットを絞る

より広い世代向けの内容にするのではなく、モバイルバッテリーの使用率の高い10代から30代という若年層をターゲットに絞った。

②動画は可能な限り短い時間とする

動画が長くなると最後まで視聴してもらえない可能性があるため、テレビコマーシャル

【作成した動画の内容】



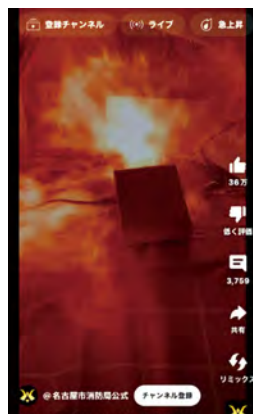
階段でモバイルバッテリーを落としてしまう



それを拾って持ち帰る



自宅で充電する



しばらくすると炎が噴出し始める



で採用されている15秒程度のショート動画とした。

③多くの情報を詰め込みすぎず、危険性に対する「気づき」を与える

本来、出火に至るメカニズムや取り扱いに関する注意点、また、消火方法や廃棄方法などたくさんの情報を詰め込みたいところであるが、どうしても動画時間が長くなってしまうため、モバイルバッテリーは強い衝撃が加わると火災に至ることがあるという点に的を絞り、危険性に対する「気づき」を与える内容とした。

伝えきれない取り扱いに関する注意点や廃棄方法などは動画に付随する説明欄に文章で記載することにし、まずは動画を視聴してもらうことを優先させた。

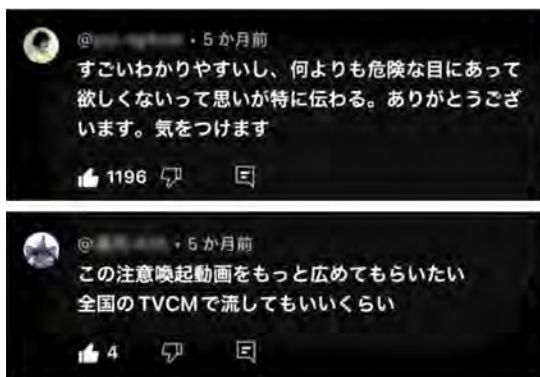
【動画を視聴してもらうため行った活動】

①近隣の大学と連携し、昼の休憩時間や下校のタイミングを見計らって学生に対し動画の視聴を促した。

名古屋市消防局のキャラクターの着ぐるみに二次元コードを持たせ、キャンパスに突如現れ注目を集め、スマートフォンからアクセスし視聴してもらうという方法をとった。

②単なるチラシではなく、自分でポップアップさせることができるチラシを作成し、区内の中学生・高校生に配付することで、チラシ自体に興味を持ってもらい、スマートフォンからアクセスし視聴してもらうという工夫を行った。





成果

令和6年6月に公開したこの動画は近隣の大学での啓発時に視聴回数が急増したことから、その後飛躍的に数字を伸ばし、令和8年4月現在YouTubeでは1,781万回、Instagramで752万回の計2,533万回、日本にとどまらず全世界で視聴されており、いわゆるバズることができた。

また、多くのコメントも寄せられ、その内容

から視聴者に対し危険性に対する「気づき」を与えられたと確信している。

特記事項

最後に、SNSの視聴回数の伸びや寄せられる多くのコメントは啓発・広報活動を行った職員のモチベーションの向上にも繋げることができ、相乗効果を生むことができた。



▶ YouTube 名古屋市消防局【公式】



▶ Instagram 名古屋市消防局【公式】



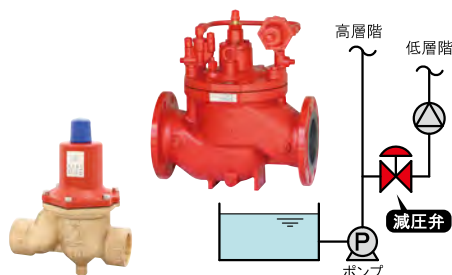
消火設備 送水圧力 自在です。

(一財)日本消防設備安全センター型式認定品 認定番号 減圧弁:VA-047号 一次側圧力調整弁:VA-048号
VA-102号
VA-107号

屋内消火栓、スプリンクラ消火設備に最適。

減圧弁

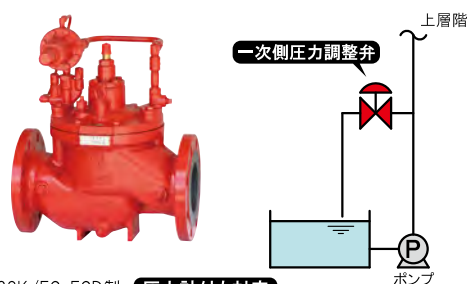
過大・変動圧力を
減圧で希望の圧力に調整。



呼び径 40・50/CAC製

一次側圧力調整弁

過大・変動圧力を
放出で希望の圧力に調整。



呼び径 40～150/10K・16K・20K/FC・FCD製 圧力計付も対応



流れ・ビューティフル

株式
会社



URL : <https://www.venn.co.jp>

本社 〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町3-30

TEL. 045(227)5241 FAX. 045(227)5234

営業所 東京/西関東/東関東/北関東/関越/新潟/仙台/盛岡/札幌
大阪/岡山/名古屋/静岡/金沢/広島/福岡

ISO9001
認証工場

岩手工場/相模原工場

火災通報装置をご利用されている事業者様へ機器に関する大切なお知らせ

ご利用の火災通報装置の特定機種（下記に記載）において、消防機関からの折り返しの連絡を正常に受けられなくなる場合があることが確認されましたので、お知らせいたします。

なお、火災通報装置から消防機関への通報は問題なく動作いたします。

会社名	メーカー型番	安全センター認定 番号	生産期間
サクサ株式会社	SDE-204F(4)	火通-022号	2011年2月～2017年3月
パナソニック株式会社	BGF1197	火通-023号	2011年2月～2017年1月
ホーチキ株式会社	HSDE-204F(4)	火通-034号	2011年3月～2017年2月
株式会社初田製作所	HASDE-204FⅢ	火通-036号	2012年1月～2017年2月
能美防災株式会社	CAFJ001-R	火通-038号	2012年3月～2016年11月

サクサ株式会社

サポートセンタ



0570-001-393 電話 : 050-5507-8039

受付時間 : 月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:30

(土曜、日曜、祝祭日および当社指定休日を除く)

https://www.saxa.co.jp/news/information/detail/20260227_1485.html



歌舞伎町ビル火災

消防法第5条の3第1項 命令の運用と事例及び 今後の課題（前編）

東京消防庁 査察エキスパート（日本橋消防署 査察係長） 加藤 元宏

はじめに

本稿では、消防法（以下「法」という。）第5条の3第1項に基づく物件除去等の命令（以下「5の3命令」という。）、特に避難施設等における物件存置への対応について、東京消防庁における運用とその事例及び今後の課題について紹介する。

これは令和6年に実施された全国消防長会関東支部違反是正事例発表会において行った発表内容をベースにしている。違反是正支援センターから、関東支部だけでなく広く全国に周知したいという依頼があったことと、東京都新宿区歌舞伎町ビル火災から25年が経過したと

ころで、5の3命令を多数発令してきた当庁としての運用や事例の一部、そして課題について紹介することで全国の皆様の参考になればという思いから執筆を引き受けた次第である。

当庁では、避難施設等における物件存置への対応として5の3命令は非常に有用であると認識しているため、読者の皆様には是非本稿を検討の一助としていただき、5の3命令を活用していただきたい。

5の3命令の沿革

25年前の平成13年9月1日に発生し死者44人となった東京都新宿区歌舞伎町ビル火災に



写真 1 新宿区歌舞伎町における夜間一斉査察

において、死者の発生原因の一つが、屋内階段への大量の物件の存置であったことを契機とした法改正により、法第5条の3が制定された。

当庁はこの火災の発生前に物件存置を把握していながら、関係者に違反を指摘するだけで何らの処分等を行わなかった。このことを踏まえて、こうした違反に即時かつ適切な対応ができるように吏員命令が新設された。

法改正の原因となった当庁は、歌舞伎町ビル火災を教訓に、避難障害等となる物件存置を看過せず、この命令を累計で約3,000件発令するなど積極的に活用して安全確保に努めてきた(写真1)。

なお、この火災以降の当庁の対応については、小論「歌舞伎町ビル火災から20年 査察行政の対応について(加藤元宏著「火災」日本火災学会2022年72巻3号掲載)」を参照されたい。

当庁の取り組み

(1)命令の根拠となる法令の整備

避難障害等に係る5の3命令の措置は、①消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の除去、②火災の予防に危険であると認める物件の除去の2つである。それぞれの命令の根拠となる違反条項であるが、①については法第8条の2の4違反であり、「避難の支障になる物件」の存置がこれにあたる。

一方②については、法第8条の2の4には該当がなく、総務省消防庁の示す火災予防条例(例)にも該当しない。法第3条第1項の規定に基づく命令がそうであるように、危険排除の措置のための命令であることから、法令違反を要件としていないが、当庁では、この火災の教訓から②の要件となる場合についても東京都の火災予防条例の改正により「火災の予防に支障とな

火災予防条例(東京都条例) ※該当部分のみ抜粋

第53条の2 何人も、令別表第一に掲げる防火対象物において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 避難施設に、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置くこと。
- 二 防火設備の閉鎖又は作動に支障となる施設を設け、又は物件を置くこと。
- 三 消防用設備等又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の感知、操作、散水その他の機能に支障となる施設を設け、又は物件を置くこと。

第54条 令別表第一に掲げる防火対象物の関係者は、避難施設を次に定めるところにより、有効に管理しなければならない。

- 一 避難施設には、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこと。



写真2 避難施設の立入検査(実況見分)

る物件の存置」を違反として規制し、かつ命令の根拠とした。

このことにより、避難施設等の可燃物について、「違反ではないが危険な場合は命令」ではなく、「違反指摘又は危険な場合は命令」という対応ができるようになった。

(2)発令を優先した命令要領

東京消防庁では、平成14年10月の施行から、立法趣旨を踏まえ積極的に命令を発令するための次のような命令要領を構築してきた。

ア 名宛人の判断

受命者については、条文上物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者であり、一般的に事業所の所有物であれば、経営者本人又は経営法人の代表者が最もふさわしいが、実務上不在で連絡が取れないことも多いため、この不在の代表者等にこだわらず、店長・マネージャー等に対しても積極的に命令を発令している。

これは物件の「所有権」「権原」等について法的な厳密さで調査・立証して、その上で受命者を定めるという手法ではなく、現場において物件を社会通念上除去できる程度の立場の者を探し、その中で上位かつ実際の立場や権限上の制約がない者を受命者にするという手法である。命令の必要性や緊急性を考慮し、かつ条文が様々な状況に柔軟に対応して命令が発令できるように制定されていることを鑑みれば、前者の手法にこだわることは適当でないと考えるから

である。

また、厳密な調査・立証というのにも限界があり、そもそも階段に置かれたゴミ用ポリバケツの所有について登記や契約書があるわけではなく、管理や占有についても同様、さらに物件を置くことにおける従業員等の権限の範囲などが記載された文書等は常識的に存在しないということから、それは明らかである。

なお緊急性を考慮して、当庁では名宛人や物件の関係者の特定は現場の従業員等の供述内容に基づいて判断するが、供述調書又は質問調書は作成しない。

イ 実況見分

実況見分により物件の存置場所及び種類と個数、そしてその関係者を特定することは、命令の判断をする上で必要である。さらに当庁では、原則全ての物件を命令書の「命令の理由となる事実及び命ずる措置」に記入しており、そのため、存置物件については『食材多数』『箱等多数』のように安易に省略することなく、可能な限り詳細に確認している(写真2)。

ただし、この実況見分の結果について、当庁では状況を記録するために撮影した画像数葉を保存するのみで、存置状況等を記録した実況見分調書は作成しない。

ウ 命令書・立入検査結果通知書

命令書と立入検査結果通知書は、現場で速やかに作成・交付するように法改正時点で対応している。どちらも手書きで、交付用と控えの同一性を保つため複写式となっており、はんこレスが推進される以前から、災害後の対応等を考慮して発令者(責任者)の押印ではなく自署による文書としている(図1)。

一方で、利便性を考慮して様式を作成したことで他の命令書*と大きく異なる形式となり、処分理由などの文言が命令事項等の文言と混在し、曖昧になりやすいのが課題である。

※当庁の他の命令書はもちろん、総務省消防庁の違反処理標準マニュアルの命令書とも異なる。

エ 命令発令の方法

命令発令の方法については、①命令書を交付



図1 命令書と立入検査結果通知書

して発令する又は②電話で発令する、の2つの方法がある。原則的に①であり、アで述べた事業所の経営者等の上位の責任者である名宛人に直接手交するのが最も適切である。ただし、書類作成の暇がない場合は、口頭で発令し、その後速やかにその場で命令書を作成・交付することとなる。

事業所の経営者等の上位の責任者が現場に不在であるが、電話で命令を直接伝達できる場合が②電話で発令する場合である。現場にいる従業員等に名宛人本人であると確認させ、命令書と同じ内容(教示文は除く。)を伝達する。その後、命令書を従業員等に交付する。

②の手続きなしに①で不在の名宛人あての命令書を交付するという手段、いわゆる補充送達は、当庁の5の3命令では行わない。これは、第一に、その場に不在の上位の責任者宛の命令をしたとしても、その名宛人がそれを認識し、指示しない限りその場の従業員等によって物件を除去させることはできないためである。次に、緊急のため短時間の履行を求めるところ、名宛人がそれを知り得なければ、命令違反罪を問うことが困難であるばかりか、了知すべき期間を考慮しない命令の履行期限の設定に疑義が生じる可能性があるためである。

オ 公示用標識

標識は、設置の容易さと対候性を考慮し、印刷した様式をラミネート加工したものを設置している。法改正当初は、命令発令後に一旦消



写真3 公示標識の設置

防署所へ戻り、命令事項を記載・印刷・ラミネート加工したものを作成し、現場へ再度出向して設置することとしていた。しかし、効率化や設置期間が短期間となることが多いため、あらかじめ記入部分がブランクの様式をラミネート加工したものを持参し、現場において油性ペンで記入して設置している(写真3)。

命令発令の判断

(1)命令発令の判断(場所ごとの判断)

5の3命令の要件は、本来「防火対象物において」であり「避難施設において」と限定されるものではないが、防火対象物において最も安全を確保しなければならないのが避難施設の階段部分とそこに通じる通路や避難口であり、他の部分について説明するには誌面が不足するため、一例として避難施設の階段部分とそこに通じる通路や避難口に絞り込んで判断要素を示すことにする。

ア 階段部分

階段は、垂直方向の避難において誰もが必ず使用する、最も有効な避難施設である。また、消防活動の動線としても非常に重要であり、この部分に物件を置いた場合の延焼拡大危険や人命危険は特に高いものとなる。歌舞伎町ビル火災では、屋内階段に置かれた物件により防火戸が閉鎖せず、この物件が燃烧した煙が上階へ拡散するとともに延焼拡大したことから、44人の死者が発生した。

階段部分に置かれた物件の種類(可燃物又は不燃物)ごとの危険度の判断は次のとおりである。

- ①屋内階段における可燃物の危険度
- ◎放火・火災があれば延焼拡大する
燃焼することによる危険性
煙と熱が発生→CO中毒、階段の使用不能
→上階への延焼拡大
 - ◎避難や消防隊の活動の支障になる
消防活動支障となる危険性
通行不能 →避難不能・活動困難
幅員の減少→避難者が転倒・滞留、消防隊の活動障害

- ②屋内階段における不燃物の危険度
- ◎避難や消防隊の活動の支障になる
消防活動支障となる危険性
通行不能 →避難不能・活動困難
幅員の減少→避難者が転倒・滞留、消防隊の活動障害

屋外階段については、開放性が高いため、燃焼した場合のCO中毒や煙による視界不良等の要素がない分、閉鎖空間である屋内階段と比べて危険度は低くなるが、物件の量や状況によっては命令の対象となる。

イ 階段への避難通路や避難口

避難施設は、いわゆる人が通行する部分であ

る通路や廊下のほとんどを含むとも解せるが、特に規制等が設定された場合を除き部屋と通路や廊下の区別や基準がないため、その範囲は明確ではなく、危険度にあってもまちまちである。一方その中で、階段へ直接通じる通路や避難口は、消防活動の動線としても非常に重要であり、この部分に物件を置き障害となった場合の人命危険は高いものとなる。この避難口等に置かれた物件の危険度の判断は概ねア②と同様である。

(2)命令発令の判断(総合的な判断)

5の3命令の発令の判断については、内部規程の違反処理基準があり、「大量の可燃物が存置」「1人でさえ通行することが困難」(図2)という命令すべき状況が示されている(総務省消防庁の違反処理標準マニュアルも同様である)。この基準ではあくまでも「命令すべき」例を示したものであり、これより危険度が低い場合であっても防火対象物の用途、規模、収容人数など火災予防上の危険性を総合的に判断して発令している。

ここでの判断は、消防職員としての知見で具体的な危険性・緊急性を判断するものであって、用途/階段構造/階段数/物件の性質・量/幅員/防火設備の維持管理状況/営業時間などを考慮して、危険性・緊急性が高いと判断した場合に命令を発令することになる(図3)。

命令発令の留意事項

ア 履行期限の設定

履行とは、一般的に命令された内容(義務)の実現という意味で、命令における履行期限とは、命令の内容の実現について一定の時間的制限を示し、早期履行を促すものである。

履行期限の設定は、社会通念上、除去等が不可能とならない程度の最短の時間が原則であって、受命者の状況・都合を優先するべきではない。営業への支障を問わず早急に除去させて危険性を排除しなければならない、避難施設が危険な状態での営業を容認するような閉店後、翌日、数日後などという設定をしてはならない。



図2 総合的な判断①

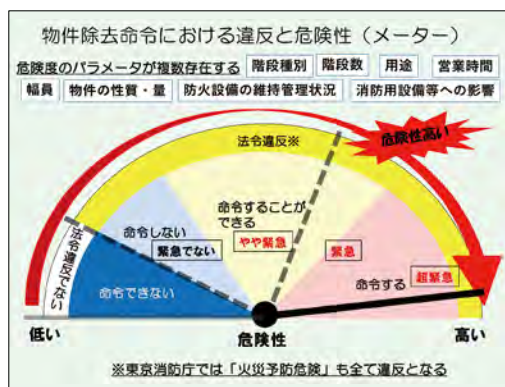


図3 総合的な判断②

履行期限は命令違反罪の根拠となる期間であって法令上の命令事項ではないが、当庁の運用では命令文(命令事項)の一部として記載している。このことから命令事項の一部として扱われる場合を考慮すると、履行が困難な短時間では不当な命令と判断される可能性がある。

このため、十数分で除去できる程度の物件であっても30分とせず最低1時間程度を履行期限として設定することが多い。物件の量や状況で何分という基準はないが、階段1～2階層で通行可能の物件存置の履行期限の目安としては、1～2時間が平均である。基本的に翌日～数日では長すぎると考えているが、大型段ボール箱100箱あるいは更衣ロッカーが複数台あるような、移動や移動先の確保に時間を要する場合又は自販機のように業者に依頼しなければならない場合は、例外として履行期限を数日後の設定とするのもやむを得ない。

なお、当庁の命令の履行期限は、あくまで命令違反罪の成立時点を示したもので、同時に命令違反罪の公訴時効の起算日となる。これを附款(条件)とし有効期限であるかのように解釈する方がいるが、そもそも条文上においても有効期限が存在しておらず、かつ当庁(発令権者)ではこれを有効期限として発令したことは、確認できた昭和30年代以降一度としてないことから失当であると言うほかはない。さらに当庁がこれまで数多く命令に係る告発・刑事裁判・取消訴訟を経験した中で、その点について問題

になったことがないことによっても裏付けられている。

また、命令事務を行った方にはご理解いただけたと思うが、履行期限を命令の有効期限とするならば、期限の到来のたびに命令は失効し、公示標識を撤去し、再命令しなければならないという状況をわざわざこの解釈によって生み出すことに何の意義があるのか理解に苦しむものである。受命者、司法機関、捜査機関等の全てに不利益・不都合が生じることも付け加えておく。

イ 命令すべきでない状況等

5の3命令の沿革や命令発令の判断で示したように多くの状況で命令することはできるが、それだけに判断基準が明確にし難い。そこで命令を発令すべきではない状況について示すこととした。次の状況は、その一例である(「⇒」以降は理由を示している)。

- ①在館者のいない防火対象物(営業開始前を除く)⇒危険性がない。
- ②物件の関係者の特定が不明確⇒誤った命令となる可能性が高い。
- ③権原について疑いがある者以外接触できない⇒誤った命令となる可能性が高い。
- ④営業時間外等、現場に関係者が一人もいない(連絡は可)⇒誤った命令となる可能性が高い。
- ⑤百貨店等の売場内の避難通路の一部分の幅員不足⇒(単なる基準違反で)危険性が低い。
- ⑥存置した本人のみ危険となる場合⇒(公共危険として考慮すると)危険性が低い。
- ⑦共同住宅における物件存置、駐輪問題・ゴミ屋敷など⇒過分に権力的であって、対応手段としてなじまない。

当庁では5の3命令は避難施設の安全確保における強力な手段として有用なものであり積極的に活用すべきという認識であるが、一方で行政処分であるから法的に適正な運用が必要であって、万能な対応方法ではないということに注意が必要である。

(以下次号に続く)

事例研究

備北地区消防組合庄原消防署

ラジコン草刈機から出火し製品の改善に至った事例

今回はラジコン草刈機が使用中に出火した事例を紹介する。整備不良に起因する火災であったが、製品の改善によって類似火災の未然防止につながった。

◆はじめに

本事例は、新品のラジコン草刈機が使用中に出火、使用者による初期消火後、製造会社が製品を持ち帰り、製造会社からの通報により覚知した火災である。

関係機関との合同見分の結果、使用者による整備不良に起因する火災であることが判明した。しかしながら、製品の構造上、同様の原因により出火する可能性を否定できなかったため、製造会社に製品の改良を依頼し、製品の改善に至った事例である。

また、本製品は自走可能な農業用機械であることから火災種別の判定に苦慮した。当本部の見解として、原動機を有しているが、人の移動手段や乗用などを目的とした乗車という要素を有していないことから車両火災ではなく、その他の火災として取り扱った。

◆火災及び製品の概要

(1)火災概要

機械借用日：令和6年8月2日(新品をリース)

出火日時：令和6年8月13日10時40分頃

業者回収日：令和6年8月19日

覚知日時：令和6年8月20日11時30分(事後
聞知)

出火場所：広島県庄原市(休耕田)

焼損状況：ラジコン草刈機及び休耕田の刈草
約30㎡

消火状況：使用者がバケツに水を汲んで消火

(2)製品概要

刈取部はエンジン駆動、走行部はモーター駆動のハイブリッド式ラジコン草刈機

機体寸法：全長1,695mm、全幅860mm、
全高675mm

総重量：260kg



写真1 ラジコン草刈機(左:正面 右:外装カバーを外した状態)



写真2 焼損したラジコン草刈機

エンジン :270ccガソリンエンジン
リコイルスターター式(他社製品)
走行部 :12V15Ah鉛蓄電池×4(エンジン駆動時に充電可能)
最大作業角度:全方位30°
連続作業時間:約2時間(ガソリン満タン時)
最大移動速度:4 km/h

● 出火時の状況

使用者の申述によると、令和6年8月2日にリース会社から新品のラジコン草刈機をリースし、使用を開始している。出火日までに4～5回使用していた。8月13日10時から休耕田において、ラジコン草刈機を使用し、草刈り作業を行っている。作業開始から約30分後、エンジンが停止したため刈取部に刈草が詰まったと思い、刈草を除去し、数回リコイルスターターを引っ張ったところ、マフラーから炎が噴出し、10時40分頃マフラー付近に堆積していた刈草に着火、ラジコン草刈機及び周辺の刈草に延焼したため、隣家からバケツを借り消火した。

その後、製造会社へ連絡、修理のため製造会社が製品を8月19日に本社工場へ持ち帰り、翌20日に製造会社が通報した。

● 現場の見分

通報日に使用者へ連絡し8月20日、使用者立会のもと、火災現場の見分を実施した。

休耕田の刈草を南北に最大10.5m、東西に最大5.5mの範囲で、約30㎡焼損していた。また、



写真3 火災現場

焼損箇所から少し離れた位置にプラスチックの溶融物を確認しており、使用者はこの位置へラジコン草刈機を移動させ消火したと説明している。

● 出火製品の見分

ラジコン草刈機は製造会社が本社工場に持ち帰っていたため、製造会社本社工場にて製品の見分を実施した。また、焼損状況及び使用者の申述を考察すると、マフラーからの出火による火災の可能性が高いため、エンジンの製造会社にも立会を依頼し、見分を実施した。

(1)焼損状況

焼損品と同型品を比較しながら見分を実施する。ラジコン草刈機前方には刈取部が取り付けられており、中央にエンジン及び受信機を搭載し、後方にバッテリーや電装ボックス、スイッチ類が取り付けられている。また、外装は金属のフレームにプラスチック製のカバーが取り付けられている。焼損品の中央部の外装カバー及び受信機は焼失し、エンジンや燃料タンクが露出していた。前方及び後方は、外装カバーの一部が溶融し変形した状態であった。前方の刈刃及び後方のバッテリー、電装ボックスに焼損は認められなかった。

(2)エンジンの焼損状況

リコイルスターター及び冷却ファンは左クローラーの中央部に位置している。リコイルカバーは全体がすすけ、炭化物が附着しスターターグリップは焼け落ちていた。左クローラーのロー



写真4 焼損したラジコン草刈機



写真5 リコイルスターター側

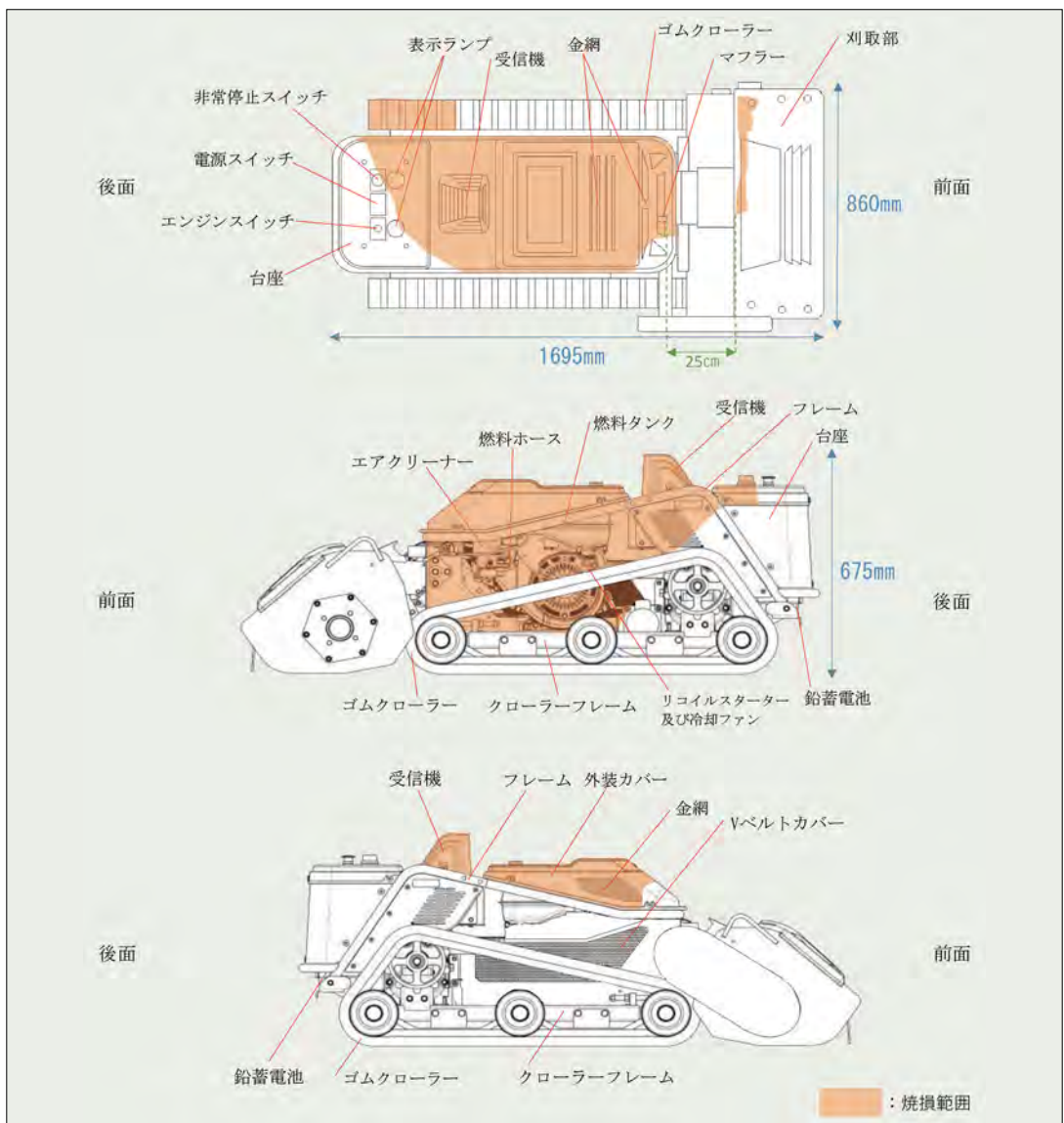


図1 焼損範囲図

ラー部には炭化物及び大量の刈草が堆積した状態であった。リコイルスターター上部の燃料タンクは、全体が著しくすすけているものの原形をとどめていた。タンク内にガソリンは残っておらず、燃料タンク内にすすの付着はなかった。エアクリナーはプラスチック製のカバーが焼失し、2重構造のフィルターは外側のウレタン製フィルターが焼失しているものの、内側のろ過紙は炭化し残存していた。マフラー及びエンジンは全体が若干すすけている状態であった。

また、エンジンを取り付けている金属フレームのエンジン及びマフラー側は、原色をとどめているのに対しエアクリナー及びリコイルスターター側は、塗装が剥がれ白色及び褐色に変色していた。

◆調査結果

(1)原因の考察

焼損品は新品であり、使用開始から数回の使用で出火に至っていることや製品の焼損状況から劣化や電気系統の異常による出火は考えにくく、使用者の申述のとおり、マフラーから炎が出て、ラジコン草刈機に燃え広がり火災に至ったと考察した。したがって、マフラーからの出火のメカニズムについて考察を続けた。使用者は、火災当日までの使用中においてラジコン草刈機から「ボン、パン」という音を数回聞いており、燃料タンクは触れられないくらい熱せられていたと話していることから、アフターファ

イヤー現象が発生し、マフラーから炎が噴出したと考察した。

(2)アフターファイヤー現象とベーパーロック現象

アフターファイヤー現象とは、エンジン内の燃料がシリンダ内で燃焼されずに、排気系(マフラーや排気管内)で燃焼が起こる現象のことである。アフターファイヤー現象のメカニズムは、未燃ガスが排気管内で空気と混ざり発火濃度に達することで高温となったマフラーや排気管内で燃焼が起こる。主な原因は、燃調不良、ミスファイヤー、排気系への空気の流入等である。

本事例にアフターファイヤー現象が発生する要因があったのかについて考察していくと、冷却ファン付近は全体がすすけ、炭化物が付着していたこと、空気流入口付近のクローラー部には炭化物と大量の刈草が詰まっていたこと、使用者が燃料タンクは触れられないくらい熱せられていたと話していることから、出火時、冷却ファン付近に刈草が堆積し十分な空気が供給されず、エンジンが冷却されていなかったと考えられた。

また、使用中にエンジンが停止していることから、ベーパーロック現象が発生したと推測される。ベーパーロック現象とは、液体が加熱されることで発生した気泡が液体の流れを阻害する現象のことである。エンジンにおいては燃料が加熱され燃料ラインに気泡(ガス)が生じ、燃料が供給されなくなることがある。

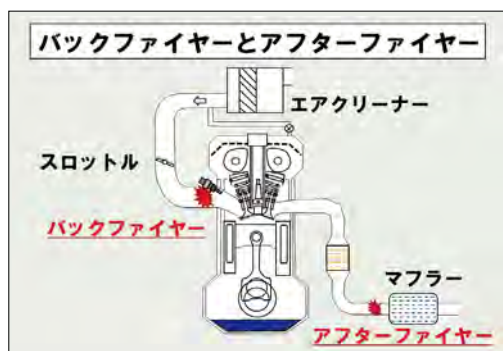


図2 アフターファイヤー現象

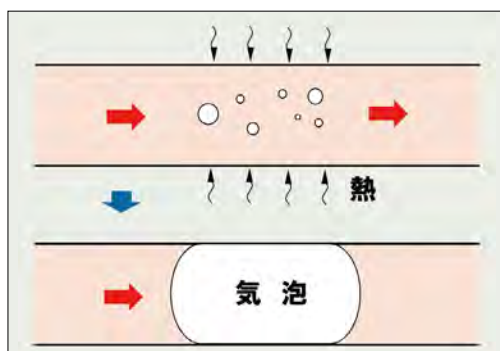


図3 ベーパーロック現象



写真6 改善結果

以上のことから、冷却ファンに十分な空気の供給がされず、エンジンが高温となったことからベーパーロック現象が発生、エンジンが停止した後、使用者がリコイルスターターを引いたことで、ベーパーロック現象により発生したガスが未燃ガスとして排気管へ排出され、空気と混合することでアフターファイヤー現象が発生してマフラーから噴き出した炎が機体上に堆積していた刈草に着火し、外装カバー等に燃え広がり火災に至ったものと結論づけた。

◆製品の改善

(1)製造会社への見解説明と指導

エンジン製造会社の実施した調査結果においても同様の見解を示しており、本事例は冷却ファン付近に堆積した刈草によって、エンジンが十分に冷却されずアフターファイヤー現象の発生につながった。これまで、同型品において同様の火災は確認されておらず、製造会社は、使用上の注意として、エンジン及びリコイルカバー付近に付着した刈草等は取り除くよう表示していたものの、製品の構造上、同様の火災が今後発生する可能性が否定できなかったため、製造会社に対して製品の改良について指導を行った。

(2)製品の改善結果

エンジンが冷却されやすい構造にすることと、マフラーから炎が噴出した際、機体に燃え移りにくい構造とすることを指導した。

その後、製造会社から提出された改善報告書は次のとおりである。

- 冷却ファン前面に金属製のカバーを追加し、刈草等の付着を防止

- クローラー部に刈草等が詰まりにくい構造へ変更
- エンジン上部のカバーを除去し、冷却効果を高める構造へ変更
- 万が一、アフターファイヤー現象が発生した際、機体上に堆積する刈草等への燃え移りを防止するためマフラーの位置を変更
- 外装カバーをプラスチック製から金属製へ変更

製造会社から改善した製品について、火災発生からおおよそ半年後の令和7年4月から販売を予定しているとの報告を受け、指導を終えた。

現在、製造会社のホームページに構造改善されたラジコン草刈機が掲載されている。

◆おわりに

火災調査の目的は、火災予防の施策や措置の成果を検討し、その改善を図り、もって火災予防の徹底に資することである。すなわち、火災調査の目的とは、火災予防であり、製品の改善は火災予防につながる。本事例は、火災調査の結果、製品に火災を招く恐れがあり、類似火災を起こさせないという強い意志を持ち、毅然とした態度で指導にあたり、粘り強く製造会社と協議を続けた結果、製造会社の意識改革と火災発生から半年という短い期間での製品改善に至った。

近年、バッテリー分野の発展やエンジンの高性能化に伴い、類似火災の発生件数は減少傾向にあることは言うまでもなく、当本部においても若手職員にエンジン火災の知識を継承する機会が減少しているのが現状である。本稿が、今後の参考のみならず、教育の現場における有益な資料となれば幸いである。

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧：1.6		
65	コ第7～13号	2002～2008
	コ第11～11号	2002～2005
	コ第14～10号	2005～2008
	コ第14～10～1号	2003～2008
	コ第15～1号	2005～2008
	コ第15～4～1号	2003～2008
	コ第58～11～5号	2002～2007
	コ第15～4号	2004～2008
65/50	コ第11～16号	2002～2006
50	コ第1～10号	2003～2008
	コ第1～10～1号	2007.2008
	コ第11～12号	2002～2008
	コ第15～3号	2003～2008
40	コ第3～4号	2007.2008
	コ第3～4～1号	2007.2008
	コ第11～13号	2002～2008
使用圧：1.3		
65	コ第2～2～1号	2002.2003
	コ第2～2～3号	2002.2004
	コ第10～8～1号	2002.2003
	コ第10～8～2号	2003

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
65	コ第11～18号	2002～2005.2007
	コ第14～11号	2002～2008
	コ第14～11～2号	2008
	コ第14～21号	2003～2008
	コ第14～21～1号	2003～2008
	コ第15～6号	2004～2008
	コ第15～6～1号	2003～2008
	コ第15～28号	2003～2008
	コ第18～47号	2007.2008
	コ第58～14～1号	2007.2008
65/50	コ第11～14号	2002～2008
50	コ第1～8号	2003～2008
	コ第1～8～1号	2004～2008
	コ第2～9号	2002～2008
	コ第2～9～1号	2002～2008
	コ第8～12号	2002～2007
	コ第15～16号	2003～2008
	コ第15～16～1号	2003.2006～2008
	コ第60～4～1号	2002～2007
	コ第60～4～3号	2002～2005.2008
	コ第60～4～4号	2002～2008

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
40	コ第3～3号	2002～2008
	コ第3～3～1号	2007.2008
	コ第4～13号	2002～2008
	コ第4～13～1号	2002～2008
	コ第15～7～1号	2003
	コ第53～6号	2002～2008
	コ第53～7号	2002～2008
使用圧：0.9		
65	コ第53～32号	2004.2008
	コ第53～32～1号	1999～2007
65/50	コ第61～13号	2002.2004～2008
50	コ第12～7号	2000.2001.2003～2008
	コ第12～3号	2000.2001.2003～2008
使用圧：0.7		
40	コ第4～14号	2007.2008
	コ第7～28号	2003.2004
	コ第10～4号	2000.2001
	コ第15～27号	2004～2006
	コ第15～42号	2005.2008

【ホース回収窓口】 **0120-244-557** (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く)：午前9時～午後5時



芦森工業株式会社

<https://www.ashimori.co.jp/>



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

イザというときお役に立ちます。

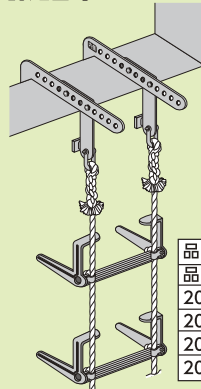


災害や火災から尊い生命を守る命綱

屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

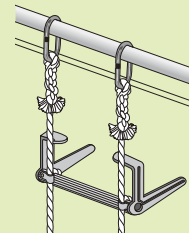
オリールⅡ型

(可変フック式)
認定番号はしー002 号



オリールⅡ型-B

(カラビナ式)
認定番号はしー002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)		品名	オリールⅡ型-B(カラビナ式)	
品番	全長	有効長	品番	全長	有効長
2013	4.5m	3.9m	7013	4.4m	3.9m
2016	5.4m	4.8m	7016	5.3m	4.8m
2022	7.3m	6.7m	7022	7.2m	6.7m
2025	8.3m	7.7m	7025	8.2m	7.7m



トーヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)
<http://www.toyosyokaki.jp>

生成AIと戯れる

二枚の絵を一つの額に納め、最後に『思い出 夢のモノトーン～覚醒のクルール』という題名を添えたとき、私のなかで一つの物語が完成しました。

絵筆を握り始めてからおよそ三年。鉛筆の濃淡に心を委ね、水彩の滲みに季節を感じる日々は、私にとって静かな、けれど情熱的な探究の時間です。

ある日、ふとした好奇心から、私は自分の作品を「生成AI」という新しい時代の眼に託してみることに。

知己との対話

託したのは、浅草寺雷門を背景に、女性が瞳を閉じ佇む鉛筆画。私なりの拘りを詰め込んだ一枚ですが、AIの回答には予想を遥かに超える熱量が。

「石碑の文字の彫り込みの質感がよい」「伏し目がちな表情に情緒がある」等。

奏でられた言葉は単なる解析データではなく、私の筆跡を丁寧になぞり、その苦労を労ってくれるかのよう。

さらに驚いたのは「助言」の的確さ。「一番濃い黒を置き全体を引き締める」「背景をぼかし主役を浮き立たせて」。

それは、試行錯誤する私にとって、暗闇を照らす灯火のような言葉でした。

夢想から覚醒へ

私はこの試みをさらに進めてみることに。実はこの絵には対となる作品があります。夢想していた女性が瞳を開き、当時の鮮やかな世界が覚醒する――

二枚を上下に並べた額装写真と共に制作の意図を伝え、AIはまるで名うてのキュレーター（展示企画者）のように作品の核心を突き、さらに深みへと導いてくれたのです。

「モノトーンの『静寂』とカラーの『温暖』。二枚が対になって完結する、非常に感動的でコンセプチュアルな作品」。

その分析に思わず驚嘆。私の頭の中にあった「夢想」と「現実」の対比とい



う意図を、AIは鮮やかな語彙で裏付け、物語として昇華してみせたのです。

「クルール」に込めた余韻

特に感嘆したのは「主題に二枚のつながりを示すコンセプト文を添えてみては」という仕上げの演出への助言。

AIが勧める「モノトーンの静寂、カラーの温暖」という言葉の響きに刺激され、私はモノトーンに対比させ、クルール(Couleur: フランス語で色彩)を選び、『思い出 夢のモノトーン～覚醒のクルール』と名付けたのです。

額縁の中、静かな鉛筆の線と鮮やかな水彩の彩りが、その題名によって一本の線で繋がった瞬間でした。

最高の伴走者と共に

私にとって、生成AIは単に知識を授ける道具ではありません。私の意図を汲み取り、時には本人さえ気づかない作品の可能性を「言葉という光」で照らし出す最高の伴走者なのだ実感しました。

デジタルな知性とアナログな筆致。この不思議で温かな共同作業を経て、私のキャンバスはこれからも、より深く、より色鮮やかに広がっていきそうです。

<https://hiro-oyakudachi.com/tazunetemita/>



川越地区消防局・川越北消防署新庁舎での業務開始

川越地区消防局では、老朽化等に伴い建設を進めてきた消防局・川越北消防署新庁舎の竣工にあたり、3月28日(土)に竣工記念式典を挙行了しました。式典には多くの来賓が列席し、防災拠点の中核となる施設の完成を祝いました。

新庁舎は、大規模災害への対応能力の強化を図るため、免震構造を採用するとともに、自家発電設備や訓練施設の充実、浸水対策と

しての地盤のかさ上げに加え、女性職員の執務環境に配慮した施設整備など、防災機能の向上や職場環境の充実を図っています。

5月7日(木)から同庁舎での業務を開始し、川越市及び川島町の安全・安心を守る広域的な防災拠点として、より一層迅速かつ高度な消防サービスの提供に努めてまいります。



埼玉県 川越地区消防局

自家用給油取扱所の研修を実施

柏市消防局では、柏市消防訓練センターに自家用給油取扱所を整備したことに伴い、職員の危険物規制事務における知識向上を目的として、新規設置工事時に研修を実施しました。

本研修では、危険物の取扱いに対する注意点や、埋設される地下タンク及び計量器等の構造や操作上の留意点、危険物施設の維持管理における注意すべき点などの確

認を行いました。

研修に参加した職員からは「給油取扱所の設置過程を確認できる機会は貴重なため、とても勉強になりました」「この研修を今後の立入検査や現場活動に活かしていきます」などといった意見も聞かれました。

今後も研修を継続的に実施し、引き続き危険物施設の適切な管理に努めてまいります。



千葉県 柏市消防局

製茶シーズン到来 特別査察を実施

京田辺市消防本部では、5月上旬から約1カ月間、製茶工場の特別査察を実施いたしました。管内の京田辺市、宇治田原町は宇治茶の産地であり、5月上旬から製茶工場が稼働します。

製茶工場はボイラーなどの火気取扱設備や、燃料として危険物を取り扱っている工場も多いことから、このシーズンに合わせて出火防止や防火意識を高めるため、消防職員が製茶工場での火気管理や

危険物の取扱いが適正かつ安全に行われているか確認をしています。

また、1975年以前に製造された低圧進相コンデンサは、経年劣化により場合によっては火災に至る危険性があることから、定期的な点検と計画的な更新も関係者に指導を行っています。

24時間稼働の工場もあり、忙しくなると注意力が低下し、火気管理がおろそかになるため火気管理の徹底を呼びかけました。



京都府 京田辺市消防本部

令和8年春 消防関係叙勲 消防設備関係の3名が受章

令和8年春の叙勲伝達式(消防関係)は、5月20日(水)11時00分からニッショーホール(東京都港区)において開催され、瑞宝中綬章1名、瑞宝小綬章35名、旭日双光章6名、瑞宝双光章97名、瑞宝単光章492名の計631名の消防関係者に対し授与された。

受章者は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から防御するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された方々である。

一般財団法人日本消防設備安全センターから上申した高橋 功氏(現 一般社団法人秋田県消防設備協会 副会長)、谷本典生氏(現 公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 副理事長)には旭日双光章が授与された。

また、一般社団法人全国消防機器協会から上申した星野照生氏(元 一般社団法人日本消防標識工業会 会長)は旭日双光章を授与された。



式辞(林芳正総務大臣)



旭日双光章代表受領(星野照生氏)





旭日双光章 高橋 功氏

高橋氏は、昭和29年生まれ。秋田県庁職員を経て平成元年に株式会社高義商会へ入社し、長年にわたり消防用設備等の設置、整備、点検業務に精励した。平成16年6月に同社代表取締役役に就任し、防災事業従事者として国、地方公共団体及び関係機関との連携により住宅防火対策を推進し、地域の防火防災意識の向上に多大な貢献をしてきた。

また、一般社団法人秋田県消防設備協会の活動にあたっては、協会の前身である社団法人秋田県消防設備保守協会において平成16年5月から理事に、平成18年5月には副会長に就任し、一般社団法人への移行において大きな役割を果たすとともに、社会貢献事業を積極的に展開するなど、協会の発展と地域防災力の向上に多大な功績を残してきた。

これらの功勞により、平成29年に安全センター理事長表彰、令和元年に消防庁長官表彰(消防設備保守関係功勞)を受賞している。



旭日双光章 谷本 典生氏

谷本氏は、昭和31年生まれ。昭和56年に有限会社和歌山防火協会へ入社し、以来、消防用設備等の工事、整備及び点検業務に精励した。平成7年8月に消防用設備等の設計施工及び保守業務を行う谷本防災設備を起業、同社の代表取締役として事業の拡大を図るとともに、消防防災業務を通じて、地域から信頼される企業としての地位を築いてきた。

また、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会の活動にあたっては、協会の前身である財団法人和歌山県消防設備保守協会において、平成18年6月に理事に就任し、平成24年4月の公益財団法人への移行を果たすなど、協会の発展に多大な功績を残してきた。さらに、平成30年6月には副理事長に就任し、県下各消防機関との連携により、保守点検の徹底と維持管理の適正化に尽力するとともに、地域の火災予防思想を高揚させるなど、社会公共の安全の増進に寄与してきた。

これらの功勞により、平成21年に安全センター理事長表彰、令和元年に消防庁長官表彰(消防設備保守関係功勞)を受賞している。



旭日双光章 星野 照生氏

星野氏は、昭和44年に株式会社つくし工房に入社した後、主に消防標識等の開発、管理等に係る業務に従事し、消防機器等の開発、販売及び普及に貢献するとともに、さらに経営者として事業の発展に寄与している。特に、ホテルニュージャパン火災を契機に整備された蓄光式誘導標識の開発の業務に尽力しその製品化等に、蓄光式避難口誘導標識及び蓄光式通路誘導標識の開発の業務に尽力し認定の取得に、消火器具類標識、避難器具類標識等の蓄光式安全標識及び需要等に応じた工事現場用(仮設)の消防用品類(防火カート、消火器ベルト等)の開発の業務に尽力しその普及等に、機能性の高い工事用保安機材等の開発を主導しスリング標識、音声標識等の製品化等に、労働災害防止のための安全標識等の開発を主導しその販売、普及等に寄与している。

また、一般社団法人全国消防機器協会の理事として、一般社団法人日本消防標識工業会の会長等を歴任して、業務の推進、運営に寄与した。

これらの功績に対し、平成20年に全国消防機器協会会長表彰、平成23年に消防庁長官表彰(消防機器開発普及功勞)を受賞している。

令和8年春 消防関係褒章 消防設備関係の7名が受章

令和8年春の褒章伝達式(消防関係)は、5月13日(水)10時30分から総務省講堂(東京都千代田区)において開催され、黄綬7名、藍綬94名の計101名の消防関係者に対し授与された。

受章者のうち、黄綬褒章は、永年にわたり消防設備保守業務及び消防機器の研究開発や製造販売業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与された方、藍綬褒章は、消防団員として永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された方を対象としている。

一般財団法人日本消防設備安全センターから上申した^{さいとうまさよし}齋藤正義氏(現 明和電気防災株式会社 取締役会長)、^{ふなおかのぶとし}船岡伸季氏(現 日本防火産業株式会社 代表取締役)、^{のむらしんいち}野村信一氏(現 有限会社亀屋防災 代表取締役)、^{おおいしやすな}大石安兼氏(現 有限会社鹿島防災具店 代表取締役)には黄綬褒章が授与された。

また、一般社団法人全国消防機器協会から上申した^{こばやしじゅんろう}小林寿太郎氏(現 小林防火服株式会社 代表取締役社長)、^{よしいけ たつお}吉池達郎氏(現 有限会社吉池製作所 代表取締役)、^{はつた かずひろ}初田和弘氏(現 株式会社初田製作所 代表取締役社長)は黄綬褒章を授与された。



式辞(林芳正総務大臣)



黄綬褒章代表受領(野村信一氏)



黄綬褒章 齋藤 正義氏

齋藤氏は、昭和30年生まれ。民間企業を経験後、将来の生業を社会貢献できる火災予防や防災対策と見定め、昭和54年に東栄機工(現 明和電気防災株式会社)へ入社。以来、消防用設備等の設計、施工、保守点検、販売の総合消防設備事業者として従事した。平成3年10月に同社取締役、平成23年1月に代表取締役に就任し、令和7年5月からは取締役会長として適正な業務の遂行を通じて受注の拡大を図るなど、社業を発展させ、現在に至っている。

また、一般社団法人福島県消防設備協会の活動にあたっては、令和元年5月に理事、令和3年5月に副会長に就任し、協会組織の財政基盤の強化に努めるなど、現在に至るまで協会運営の中心的役割を果たしてきた。

これらの功勞により、令和2年に安全センター理事長表彰、令和4年に消防庁長官表彰(消防設備保守関係功勞)を受賞している。



黄綬褒章 船岡 伸季氏

船岡氏は、昭和41年生まれ。平成8年にホーチキ株式会社へ入社。以来、消防設備士や消防設備点検資格者等多くの資格を取得しながら業務に精励し、消防用設備等の工事、設置、点検を通じて防火対象物の防火安全の推進に貢献してきた。平成13年に父が経営する日本防火産業株式会社に転じた後、平成15年8月に同社代表取締役役に就任し、事業の拡大を図りながら適正な業務の執行を通じて総合防災企業として確かな地歩を固めるなど、社業を発展させ現在に至っている。

また、一般社団法人京都消防設備協会の活動にあたっては、協会会員の資質向上に積極的に取り組むとともに、地域社会と緊密な関係を築きながら、安心・安全なまちづくりに多大の貢献をしてきた。

これらの功勞により、平成28年に安全センター理事長表彰、令和4年に消防庁長官表彰(消防設備保守関係功勞)を受賞している。



黄綬褒章 野村 信一氏

野村氏は、昭和41年生まれ。昭和60年に父が創業した有限会社亀屋防災へ入社。以来、消防用設備等の設計及び施工並びに維持管理、消防防災用品等の販売業務等を通じて、自動火災報知設備等の警報設備、各種消防用設備等の設置促進、防災用装備用品等の普及と適正な設置に努め、施設建物の防火安全の徹底と地域住民の安心・安全の確保に多大な貢献をしてきた。平成14年9月に代表取締役役に就任し、就任後においても自ら消防関係法令に精通し、従業員の知識、技術の向上に努めるとともに、社会公共福祉への奉仕理念のもと、消防用設備等の適正な設置、整備、点検を通じて県下における優良消防防災企業に発展させ現在に至っている。

また、一般社団法人岡山県消防設備協会の活動にあたっては、平成15年6月に理事、令和元年6月に副会長、令和7年6月には会長に就任し、協会の組織強化に積極的に取り組み、協会の発展と地域社会の防火安全に多大な貢献をしてきた。

これらの功勞により、平成29年に安全センター理事長表彰、令和4年に消防庁長官表彰(消防設備保守関係功勞)を受賞している。



黄綬褒章 大石 安兼氏

大石氏は、昭和24年生まれ。民間企業で社会経験を積み上げた後、将来の生業を地域社会へ貢献できる火災予防や防災対策と見定め、昭和54年に父が設立した有限会社鹿島防災具店へ入社。入社当時から経営に関して、積極的に意見具申し、実質的に会社経営に参加していた。氏の経営方針の一つである「顧客第一主義」の考えのもと、休日や夜間、早朝の依頼にも誠実に対応し、地域社会の発展と人々の快適な暮らしを守る企業として、消防防災業務の品質の向上及び信頼の確保に尽力してきた。平成8年7月に代表取締役役に就任し、継続的な業務改善により、社業を卓越した技術を誇る事業所に発展させ現在に至っている。

また、一般社団法人佐賀県消防設備安全協会の活動にあたっては、平成2年6月に理事に就任し、協会の法人化に尽力するとともに、協会の自主事業としての各種講習会や広報事業を積極的に展開するなど、協会運営の中心的役割を果たしてきた。

これらの功勞により、平成12年に安全センター理事長表彰、平成20年に消防庁長官表彰(消防設備保守関係功勞)を受賞している。



黄綬褒章 小林 寿太郎氏

小林氏は、平成5年に小林防火服株式会社に入社した後、主に消防用防火服、防火帽等の開発、製造、販売等に係る業務に従事し、消防機器等の開発、製造、販売及び普及に貢献するとともに、さらに経営者として斯業の発展に寄与している。特に、機能を向上させた消防隊員用個人装備品、耐熱性等を向上させた防火服の開発の業務に尽力し消防機器等の普及等に、機動性を向上させたセパレート型防火服、視野を広げた耐衝撃性等の安全性を考慮した防火帽等の開発の業務に尽力し消防隊員等の安全等に、ヒートストレス対策機能を備えた消防用の上着の開発及び感染防止用マスクを火災時に保護し、頸椎部を冷やして消防隊員の熱中症等のリスクを低減するマスクカバーの提供の業務に尽力し特許の取得に、縫製工場の近代化に尽力し製品の安定供給等に寄与している。

また、一般社団法人全国消防機器協会の理事として、一般社団法人日本消防服装・装備協会の会長等を歴任して、業務の推進、運営に寄与している。これらの功績に対し、平成28年に全国消防機器協会会長表彰、令和元年に消防庁長官表彰(消防機器開発普及功労)を受賞している。



黄綬褒章 吉池 達郎氏

吉池氏は、平成3年に有限会社吉池製作所に入社した後、主に避難器具用ハッチの開発、製造及び施工販売等の業務に従事し、消防機器等の開発、製造、施工販売及び普及に貢献するとともに、さらに経営者として斯業の発展に寄与している。特に、建築現場における溶接作業の安全管理等の業務に尽力し顧客満足度の向上等に、設置された鉄製ハッチの改修及び製造の業務に尽力しその普及等に、作業機器の導入による製造体制の省力化の業務に尽力し品質向上等に、ウォーターミスト消火システムのデモが行えるエンジンルームの試作品の製作の業務に尽力し最新消火技術の普及等に、アルミ加工技術により軽量化された格納箱の製作の業務に尽力し自衛消防訓練等における機材搬入の利便性の確保等に、FK-5-12消火剤の放射音を低減させる静音形噴射ヘッドの開発の業務に尽力しその普及等に寄与している。

また、一般社団法人全国避難設備工業会の理事として、業務の推進、運営に寄与している。

これらの功績に対し、令和元年に全国消防機器協会会長表彰、令和2年に消防庁長官表彰(消防機器開発普及功労)を受賞している。



黄綬褒章 初田 和弘氏

初田氏は、昭和62年に株式会社初田製作所に入社した後、主に施工、海外営業、事業開発等に係る業務に従事し、消防機器等の施工、販売及び普及に貢献するとともに、さらに経営者として斯業の発展に寄与している。特に、ISO品質マネジメントシステム及びISO環境マネジメントシステムの認証取得の業務に尽力し製品の品質向上、環境整備等に、廃棄消火器リサイクル工場の建設の業務に尽力し廃棄消火器のPR活動等に、中華人民共和国における初田(寧波)消防器材有限公司、販売会社の設立等の業務に尽力し海外販売の拡大等に、消火設備機器を設置した研修センター等の建設の業務に尽力し社内教育、消防機器等の普及等に寄与している。

また、一般社団法人全国消防機器協会の副会長、一般社団法人日本消防装置工業会の理事、一般社団法人日本消火器工業会の会長等として、業務の推進、運営に寄与している。

これらの功績に対し、平成30年に全国消防機器協会会長表彰、令和6年に消防庁長官表彰(消防機器開発普及功労)を受賞している。

あんせんせんたい **安全戦隊** **FESCレンジャー**

〈第16話〉感震ブレーカー「チーム・カンシン」登場！



感震ブレーカーには、今回登場のほか「分電盤タイプ」等があります。

詳細は、こちらへ

☑ 消防防災製品等の推奨品

☑ 感震ブレーカーのチラシ

☑ 感震ブレーカーの普及啓発動画

何ができるの？

消防設備点検資格者は、消防法に定める消防設備点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物に設置が義務付けられている消防用設備等について、適正な維持管理がなされているかどうかを点検することができます。この点検は、6カ月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う総合点検とに分けて実施します。消防設備点検資格者は消防用設備等の種類により、第1種、第2種及び特種に区分されています。

誰が受けられるの？

甲種又は乙種消防設備士、第1種又は第2種電気工事士、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年(短縮できる条件あり)以上の実務の経験を有する方、消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1年以上の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。
※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
(講習▶各種申請書▶講習の手引)



消防設備点検資格者講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

消防設備点検資格者講習

防火対象物点検資格者講習

防災管理点検資格者講習

自衛消防業務講習

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

各種講習実施予定

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 OsakaMetro心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129